

文書問題調査特別委員会 協議会

(第 4 回 会議録・資料)

開会の日時 令和7年2月27日(木)

午後4時30分開会

午後7時29分閉会

場 所 第7委員会室

議 題 1 情報の取扱いについて
2 調査報告書について
3 その他

出席者	委員長	奥谷謙一	副委員長	佐藤良憲
	委員	松本裕一	委員	庄本えつこ
	委員	青山暁	委員	丸尾まき
	委員	斉藤なおひろ	委員	北上あきひと
	委員	上野英一	委員	越田浩矢
	委員	伊藤勝正	委員	富山恵二
	委員	長岡壯壽	委員	黒川治
	委員	藤田孝夫		
法的アドバイザー	弁護士	丸山毅	(オンライン出席)	

会議の概要

開 会 (午後4時30分)

◎ 委員長から議事の順序について、「2 情報の取扱いについて」を先に協議を行うとの発言がなされ、異議なく了承された。

1 情報の取扱いについて

前回の協議会において、佐藤副委員長が一度持ち帰り検討するとされた、増山議員の発言及びSNSの投稿について、事務局から前々回の協議会における主な意見について説明を聴取した後、佐藤副委員長から発言がなされ、協議の結果、修正の方法については委員長に一任することに決定した。

(主 　　　　な 　　　　発 　　　　言)

○佐藤良憲委員

まず、増山議員のSNSですが、既に削除しております。本人が削除したタイミングですぐ委員長に報告させていただき、数日前だったと思うが確認もしていただきました。その他の項目についても、本人は大変深く反省しておりますので、ここは我々といたしましても、既に会派は出ているんですが、削除はそのまま応じようと思っております。

ただ、1点だけ、3番目について、ほかの委員のことを本人が言っていたこともあり、委員長からは、公文書を引用しており問題ないと考えるが、精査するという言葉がありましたので、いずれ整理していただきたい。今回の削除につきましては、私どもも理解いたしました。

○委員長（奥谷謙一）

ただいまの説明を受けて、委員からご意見はよろしいですか。

○松本裕一委員

削除は簡単でいいんですが、1番については、訂正なのか追記なのか話の途中で終わっていたと思うが、例えば、訂正、追記等でこういう形で対応すると決めないといけない気がする。

藤田委員から、訂正が難しいから後にそういった事実がなかったことが確認されたなどと追記したほうがいいのか、との意見が最後あったと思う。その取扱を決めておかないと。削除するんですか。

○佐藤良憲委員

削除ということで理解はしているんですが、以前の議論で追記や訂正という話もあった。しっかり応じますので、これにつきましては委員長のほうで本人と話していただいて、最終結論を委員会に報告していただければいいのでは、と一つ提案です。

○委員長（奥谷謙一）

ただ、削除であれば、応じないでしょう。

○松本裕一委員

削除というのは、今残っている12月25日の配信のその部分も削除するということですか。

○佐藤良憲委員

この話から離れた部分でもあるが、自身の感覚から言ったら、削除という部分あまり出てくるのもどうかという気はする。もし、追記、訂正で残せるならば、それも一つ方法かと

思う。それを考えたときに、一度委員長に預けて、調整いただいた結果を皆さんと相談するのがいいのかなと、一つの提案として。

○長岡壯壽委員

現実に関、まだ残っている。削除したら削除の意味が分からないということです。訂正して削除したのか、単に消したのかが分からないから、上記は間違っていましたと追記するのがいいのではという提案だった。削除する意味が分かるようにということであるが、普通は間違っていましたとするとすると思う。

○藤田孝夫委員

公式に残すときに、地方自治法などで何かルールがあるのか。がさっと削除するのが正しいのかどうかを含めて。会議をしたことは間違いがないが、ただ、事実でないことが分かったということも間違いがない。間違ったこと、しかも発言もあまり適正な言葉でなかったかも分からないということであると、ずっとそのまま掲載するというのもどうかということで、映像は削除して、議事録だけ訂正する、追記するとか、その辺りは一考の余地があるような気がする。そこだけ引用されて変に使われてもかなわないというのものもある。事務局と委員長とで検討していただいたらいいと思う。

○長岡壯壽委員

議事録削除の経験があるが、議事録削除のルールが何かあったと思うので、それに従うというのが。

○委員長（奥谷謙一）

まず、3と4はプライバシー情報などを読み上げたという話であり、これは削除でいいですか。

○佐藤良憲委員

4はSNSである。

○長岡壯壽委員

1は竹内委員がおられない場で、竹内さんに関して恐らく違うことをおっしゃった。それがずっと残っている。ルールでは消すだけになるかもしれないが、下記は間違っていたということを残すと、ずっと間違ったことが残ってしまい難しい。

○松本裕一委員

この部分に関しては、この間の記者会見等でも結構触れている。なので、何もなしにいきなりばさっと切ると、また委員会が何で切ったみたいな話になるのかなというのものもある。ちゃんとした説明がないと、また不信がられる。取扱いは慎重に考えたほうがいいという気がする。

○委員長（奥谷謙一）

仮に、議事録も映像もそのまま残して、委員会として、この発言は間違いです、と声明ではないが何かを出すのはどうなのか。

○藤田孝夫委員

3番は、あくまで我々が扱わないと言っていたプライバシー情報の発言があったので具合が悪かったということだった。ならば、そのことを付記して削除する。

○委員長（奥谷謙一）

3は普通に削除でいいのではないか。

○藤田孝夫委員

何かあったほうが削除とする理由の主張が通ると思うので、これは削除しましたと書けばいいじゃないですか。1と2はどうするか。

○委員長（奥谷謙一）

1について、専務理事から電話があったと竹内委員は発言していないのはもう明らかではないか。だから、それは間違いだとどこかに書いたらいいのでは。

○松本裕一委員

議事録はそれで済むとは思いますが、映像の取扱いが難しい。

○委員長（奥谷謙一）

消すというのもおかしい気がする。

○伊藤勝正委員

テロップや注釈を入れるにしても、増山議員がこれでいいですよというものを入れないと、後で、いや勝手に委員会で決められたんですみたいに発信されかねない。本当にそれぐらい信頼を失っている。だから、そこはちゃんと確認を取った上で、テロップなり、議事録に注釈を入れるほうがいいのではと思う。

○藤田孝夫委員

ただ、本人からこれは発言が間違っていたから、撤回して削除してください、という申出があったのであれば、全部消してしまえばいいのでは。

○伊藤勝正委員

いいんですが、それでいいですねという念押しをしておいたほうがいい。

○藤田孝夫委員

それは本人の発言だからね。

○伊藤勝正委員

維新さんには申し訳ないけれども、それぐらいしておかないといけないと思っている。

○委員長（奥谷謙一）

修正の仕方は一任をいただいていいですか。事務局と相談して対応する。3は削除する。
(異議なし)

2 調査報告書について

このことについて、委員長から発言がなされた後、事務局の説明を聴取し、調査報告書案に

ついて、委員間で文言調整が行われ、次回の協議会において、最終案の協議を行うこととされた。

(奥谷謙一委員長発言の概要)

調査報告書については、前回の協議会において、各会派から出された修正文案、追加文案を踏まえ、手元配布のとおり、統合案を修正した。この修正案Aを基に、各会派において総会等で説明されたと思う。この修正案Aに対し、その後、各会派から提出された追加意見や、丸山法的アドバイザーからのご指摘、その他必要に応じて修正を加え、修正案Bを作成している。修正案Bやこれまでの議論を踏まえ、調査報告書案に総括の試案も作成している。

3 その他

委員会の調査終了の方法について協議が行われ、議長に対して、本会議での議決を求めることで一致した。

閉 会 (午後7時29分)

配布資料一覧

※下記ページ番号は、PDFファイル全体におけるページ番号

7 ページ (1) 議事順序

[1 情報の取扱いについて]

8 ページ (2) 増山委員の発言等に関する主な意見(R7.2.18 協議会)

[2 調査報告書について]

9～47 ページ (3) 調査報告書案

48～59 ページ (4) 修正案A
前回協議会での修正意見を反映した資料

60～65 ページ (5) 修正案B
修正案Aに対し、各会派等の意見、法的アドバイザーからの指摘、その他を修正した資料(項目⑤～⑧)

66～67 ページ (5) 修正案C
項目⑧公益通報者保護法についての委員長試案

[3 その他]

(資料なし)

※ 当ページ「配布資料一覧」は、ホームページでの議事録及び資料の公開にあたり、次ページ以降掲載の配布資料の説明のため、追加したものです。

文書問題調査特別委員会協議会 議事順序

令和7年2月27日(木)
午後4時30分
第7委員会室

開 会

- 1 調査報告書について
- 2 情報の取扱いについて
- 3 その他

閉 会

調査報告書案

構成

I 文書問題調査特別委員会について

1 概要

- (1) 設置の経緯及び目的
- (2) 調査権限
- (3) 調査事項
- (4) 名称及び定数
- (5) 法的アドバイザー
- (6) 運営
- (7) 調査費用

2 開催状況について

- (1) 委員会
- (2) 協議会

II 任意調査について

- 1 職員アンケートによる調査
- 2 聞き取りによる調査
- 3 書面による調査

III 文書の7項目にかかる調査の内容と結果について

- 1 五百旗頭真理事長ご逝去に至る経緯について
- 2 令和3年の知事選挙における県職員の事前選挙活動等について
- 3 次回知事選挙に向けた投票依頼について
- 4 知事が贈答品を受け取っていることについて
- 5 知事の政治資金パーティー実施にかかるパーティー券の購入依頼について
- 6 阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫等からのキックバックについて
- 7 知事のパワーハラスメントについて

IV 公益通報者保護にかかる調査の内容と結果について

V 総括

VI 参考資料

I 文書問題調査特別委員会について

1 概要

(1) 設置の経緯及び目的

令和6年3月27日の知事定例会見において、西播磨県民局長(当時)が知事や職員等の名誉を棄損する事実無根の内容が含まれる文書を作成、流布したとして、同県民局長を解任し退職保留の上、調査するとの発表がなされた。

これを受け、元県民局長は同年4月4日、県の公益通報窓口で文書記載内容の事実解明と是正措置の検討を通報、その後、文書の内容に事実が含まれるとの報道もある中、内部調査を踏まえ5月7日付で同氏を停職3カ月の懲戒処分とするとされた。

県議会では、二元代表の一翼として監視機能を果たすべく、同年6月の第367回定例会において、本会議質問等で当該文書問題を質した上で、より詳細に文書記載内容の真偽や文書問題に係る一連の流れを調査究明する必要があるとして、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を付与した特別委員会を設置することを議決した。

(2) 調査権限

(3)に掲げる事項の調査を行うための地方自治法第100条第1項及び第98条第1項の権限

(3) 調査事項

令和6年3月12日付元県民局長の文書に記載されている7項目の内容の真偽及び公益通報者保護に関連する事項

(4) 名称及び定数

ア 委員会の名称 文書問題調査特別委員会

イ 定数 15名

ウ 委員の氏名

役職	氏名	会派
委員長	奥谷 謙一	自由民主党
副委員長	岸口 みのる	維新の会 ※令和7年2月20日付で副委員長を辞任
	佐藤 良憲	維新の会 ※令和7年2月21日付で副委員長に選任
委員	松本 裕一	自由民主党
	庄本 えつこ	日本共産党
	青山 暁	維新の会 ※令和7年2月21日付で選任
	丸尾 まき	無所属
	斉藤 なおひろ	維新の会 ※令和7年2月21日付で選任
	北上 あきひと	ひょうご県民連合 ※令和6年11月22日付で選任
	上野 英一	ひょうご県民連合
	越田 浩矢	公明党
	伊藤 勝正	公明党
	富山 恵二	自由民主党
	長岡 壯壽	自由民主党
	黒川 治	自由民主党
	藤田 孝夫	自由民主党
竹内 英明	ひょうご県民連合 ※令和6年11月18日付で辞任	
増山 誠	維新の会 ※令和7年2月20日付で辞任	

(5) 法的アドバイザー

丸山 毅 弁護士

本委員会の運営にあたり、地方自治法や民事訴訟法などの法令を遵守し、適正に調査を進めるため、弁護士の専門的見地からの助言を求め第3回委員会（令和6年7月19日）において選任した。

(6) 運営

ア 委員会の会議は原則公開とし、インターネットによるライブ中継及び録画配信を行う。ただし、公開することにより事実関係が解明できないおそれがあるとき、個人のプライバシーに関わるとき等は、委員会の議決により秘密会とすることができることとした。

イ 公開の証人尋問を実施する場合においても証人本人の職位、経歴、文書での指摘内容の軽重、希望などを踏まえ、インターネット配信及び報道の撮影等について柔軟に取り扱うこととした。

ウ 委員は、秘密会で知り得た情報は他に漏らしてはならないこととした。

エ 委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行うこととした。

(7) 調査費用

令和6年度 900万円以内

2 開催状況について

本委員会は、令和6年6月14日から令和7年3月4日の調査報告書の決定まで、計18回開催した。この間、延べ34名の証人に対し計約42時間に及ぶ質問を行い、公益通報者保護法に精通した弁護士や大学教授を参考人として招致するとともに、○件の資料請求により提出を受けた○点の資料等を精査し、聞き取り調査や書面調査のほか職員アンケートも行うなど精力的に調査を行い、多様な観点から調査事項の解明を目指した。

(1) 委員会

回数	開催日	項目	内容
第1回	R6. 6. 14(金)	協議	・委員長・副委員長の互選について ・運営要領協議 等
第2回	R6. 6. 27(木)	協議	・証人出頭要求 ・資料要求 等
第3回	R6. 7. 19(金)	協議	・資料要求 ・職員アンケート調査の実施の可否 等
第4回	R6. 8. 2(金)	協議	・証人尋問の取り扱いの検討 ・証人出頭要求 (8/23, 30 実施分) ・資料要求 等
第5回	R6. 8. 23(金)	証人尋問	パワハラ等① B証人 (非公開) C証人 (非公開) D証人 (非公開) E証人 (非公開) F証人 (非公開) G証人 (非公開)

		協議	<ul style="list-style-type: none"> ・職員アンケート調査（中間報告） ・資料要求 等
第6回	R6. 8. 30(金)	証人尋問	<p>パワハラ等②</p> <p>H証人（非公開）</p> <p>I証人（非公開）</p> <p>野北浩三証人（公開A）</p> <p>杉浦正彦証人（公開A）</p> <p>齋藤元彦証人（公開）</p>
		協議	<ul style="list-style-type: none"> ・証人出頭要求（9月5,6日実施分） ・資料要求 等
第7回	R6. 9. 5(木)	証人尋問	<p>公益通報①、贈答品①</p> <p>上智大学教授 奥山俊宏参考人（公開）</p> <p>藤原正廣証人（公開B）</p> <p>原田剛治証人（公開B）</p> <p>O証人（非公開）</p> <p>G証人（非公開）</p>
		協議	<ul style="list-style-type: none"> ・資料要求 等
第8回	R6. 9. 6(金)	証人尋問	<p>公益通報②、贈答品②</p> <p>原田剛治証人（公開B）</p> <p>片山安孝証人（公開）</p> <p>山口利昭法律事務所 山口利昭参考人（公開）</p> <p>齋藤元彦証人（公開）</p>
		協議	<ul style="list-style-type: none"> ・資料要求 等
第9回	R6. 10. 11(金)	協議	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の委員会の進め方について ・職員アンケート調査（最終報告） ・証人出頭要求（10月24,25日実施分） ・資料要求 等
第10回	R6. 10. 24(木)	証人尋問	<p>優勝パレード等①</p> <p>Q証人（非公開）</p> <p>古川直行証人（公開B）</p> <p>E証人（非公開）</p> <p>S証人（非公開）</p> <p>和泉秀樹証人（公開B）</p> <p>原田剛治証人（公開B）</p>
		協議	<ul style="list-style-type: none"> ・資料要求 等
第11回	R6. 10. 25(金)	証人尋問	<p>優勝パレード等②</p> <p>U証人（非公開）</p> <p>V証人（非公開）</p> <p>井ノ本知明証人（公開B）</p> <p>片山安孝証人（公開）</p> <p>小橋浩一証人（公開B）</p>
		協議	<ul style="list-style-type: none"> ・資料要求 等
第12回	R6. 11. 18(月)	協議	<ul style="list-style-type: none"> ・証人出頭要求（11月25日実施分） 等
第13回	R6. 11. 25(月)	証人尋問	<p>公益通報等③</p> <p>Y証人（非公開）</p> <p>Z証人（非公開）</p> <p>稲木宏光証人（公開A）</p>
		協議	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュールについて ・証人出頭要求（12月25日実施分） 等
第15回	R6. 12. 25(水)	証人尋問	<p>総括</p> <p>のぞみ法律事務所 結城大輔参考人（公開）</p>

			片山安孝証人（公開） 齋藤元彦証人（公開）
第16回	R7. 1. 27(月)	協議	・委員会調査報告書（素案）提示 等
第17回	R7. 2. 21(金)	協議	・副委員長の互選 等
第18回	R7. 3. 4(火)	協議	・調査報告書について

(2) 協議会

回数	開催日	項目	内容
第1回	R7. 2. 10(月)	協議	・調査報告書について
第2回	R7. 2. 18(火)	協議	・調査報告書について
第3回	R7. 2. 21(金)	協議	・調査報告書について
第4回	R7. 2. 27(木)	協議	・調査報告書について

II 任意調査について

1 職員アンケートによる調査

本委員会の調査事項のうち「文書に記載されている7項目の内容の真偽に関連する事項」について、県職員の認識状況を把握し、調査の参考とするために実施した。

- ・期間：R6. 7. 31（水）～8. 14（水）
- ・件数：6,725件（内訳：インターネット6,664件、郵送61件）
- ・対象：兵庫県職員 約9,700人
- ・方法：庁内電子メールを職員あてに送付し、インターネットもしくは郵送による回答で収集

質問	回答					
	A	B	C	D	無回答	計
【Q1】五百旗頭真理事長ご逝去に至る経緯について	9 (0.1%)	56 (0.8%)	578 (8.6%)	6,082 (90.4%)	0 (0.0%)	6,725 (100.0%)
【Q2】令和3年の知事選における県職員の事前選挙活動等について	28 (0.4%)	88 (1.3%)	558 (8.3%)	6,051 (90.0%)	0 (0.0%)	6,725 (100.0%)
【Q3】次回知事選挙に向けた投票依頼について	7 (0.1%)	36 (0.5%)	313 (4.7%)	6,369 (94.7%)	0 (0.0%)	6,725 (100.0%)
【Q4】知事が贈答品を受け取っていることについて	94 (1.4%)	298 (4.4%)	1,187 (17.7%)	5,144 (76.5%)	2 (0.0%)	6,725 (100.0%)
【Q5】知事の政治資金パーティー実施にかかるパーティー券の購入依頼について	2 (0.0%)	37 (0.6%)	267 (4.0%)	6,419 (95.4%)	0 (0.0%)	6,725 (100.0%)
【Q6】阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫等からのキックバックについて	10 (0.1%)	78 (1.2%)	593 (8.8%)	6,044 (89.9%)	0 (0.0%)	6,725 (100.0%)
【Q7】知事のパワーハラスメントについて	140 (2.1%)	800 (11.9%)	1,911 (28.4%)	3,873 (57.6%)	1 (0.0%)	6,725 (100.0%)

A：目撃（経験）等により実際に知っている

B：目撃（経験）等により実際に知っている人から聞いた

C：人づてに聞いた

D：知らない

2 聞き取りによる調査

本委員会の調査事項である「文書に記載されている7項目の内容の真偽及び公益通報者保護に関連する事項」について、調査の参考とするために、アンケートで聞き取り調査等に協力すると回答した職員等に対して実施した。

証言者	内容	実施日
1025-A	パワハラについて	R6. 11. 29
1025-B	パワハラについて	R6. 12. 2
1211-A	五百旗頭理事長ご逝去について	R7. 1. 15
迎山 志保 議員	公益通報について	R6. 12. 16
山口 晋平 議員	公益通報について	R6. 12. 16
1211-D	公益通報および人事課調査について USB データについて	R6. 12. 24
1211-E	優勝パレードについて パワハラについて	R6. 12. 18
1211-F	贈答品について	R6. 12. 24

3 書面による調査

本委員会の調査事項のうち「公益通報者保護に関連する事項」について、調査の参考とするために、弁護士や有識者に対して実施した。

書面の提出を求めた者	提出を求めた事項	回答日
高 巖 明治大学特任教授	公益通報について	R7. 1. 13
徳永 信一 弁護士	公益通報について	R7. 1. 24
野村 修也 中央大学法科大学 大学院教授、森・濱田松本法律事 務所弁護士	公益通報について	R7. 2. 4

Ⅲ 文書の7項目にかかる調査の内容と結果について

1 五百旗頭真理事長ご逝去に至る経緯について

〔当該文書記載事項〕

- ① 令和6年3月6日に五百旗頭真先生が急逝されました。その死に至る経緯が次のとおりです。
先生は現在、ひょうご震災記念21世紀研究機構の理事長をされています。井戸敏三兵庫県前知事から懇願され、兵庫県立大学理事長をはじめ兵庫県行政に深く関わってこられました。
- ② 令和3年8月に知事が反井戸の齋藤元彦氏に交代してからは知事をはじめ県幹部との関係に溝が出来ていたようです。とにかく齋藤氏は井戸嫌い、年長者嫌い、文化学術系嫌いでも有名です。
- ③ お亡くなりになられた日の前日ですが、齋藤知事の命を受けた片山安孝副知事が五百旗頭先生を訪問。要件は機構の●●●●をされている●●●●●、●●●●●●のお二人の解任についての通告です。相談ではなく、通告です。
- ④ 来年1月は阪神淡路大震災から30年の区切りの時を迎えます。機構の役割・使命を果たす事実上最後の大きな契機であると言っても過言ではないと思います。●●、●●●●●●はまさにこの分野における第1人者であり、井戸前知事が要請し、兵庫県政に関わってこられました。五百旗頭理事長もお二人には全幅の信頼を寄せておられているにも関わらず、このタイミングでの副理事長解任はハッキリ言って、五百旗頭先生と井戸前知事に対する嫌がらせ以外の何ものでもありません。
- ⑤ あまりに突然の県からの通告に、先生はその時点では聞き置くに止め、片山氏にはお引き取り願ったそうです。その日、帰宅されてからも、齋藤知事のあまりの理不尽な仕打ちに憤慨され、夜も眠れなかったそうです。翌日、機構に出勤されてからも、周囲の職員に同様の胸の内を明かされたそうです。そして、その日の午後に機構の理事長室で倒れられ、急性大動脈解離で急逝されました。
- ⑥ 急性大動脈解離は激昂などの情動的ストレスがトリガーになることもあるといます。齋藤知事、その命を受けた片山副知事が何の配慮もなく行った五百旗頭先生への仕打ちが日本学術界の至宝である先生の命を縮めたことは明白です。

(注釈) ●は個人情報に配慮して伏字

(1) 委員会としての判断

ア 認められる事実

②について

- ・ここ1年の間に、五百旗頭理事長は齋藤知事に会う機会はほとんどなく、創造的復興サミットについても何も聞かされていないという証言があった。
- ・齋藤知事や県幹部との関係に溝があったかどうか、また、齋藤知事が井戸嫌い、年長者嫌い、文化学術系嫌いかどうかということは確認できなかった。

③について

- ・証言、提出資料等によると、2月29日午後5時頃、片山氏が五百旗頭理事長を訪ね、21世紀研究機構の見直しについて説明した。内容は、(ア)五百旗頭理事長の再任依頼、(イ)副理事長職の整理(2名の副理事長退任により現行の副理事長4人体制から2人体制とする)、(ウ)副理事長が兼務しているセ

ンター長の取扱いについてであり、このことは、事前に片山氏から齋藤知事に説明し、齋藤知事も了承していた。

⑤について

- ・五百旗頭理事長が、今回の副理事長職の削減について立腹して眠れなかったと言っていた。

⑥について

- ・元県民局長の陳述書には、片山氏からの副理事長解任の話が五百旗頭理事長の命を縮めた、というのは憶測としている。

イ 事実に対する評価

1 元県民局長の当該文書の記載内容について

元県民局長は、五百旗頭理事長から直接相談をされた職員の話をもとに、文書の本項目を作成しており、その内容については、同職員の証言と概ね一致しているため、齋藤知事の了解を取った片山氏が副理事長解任の通告をしたこと、副理事長解任について五百旗頭理事長が立腹していたこと等、告発文書には一定の事実が記載されているものと考えられる。

一方で、元県民局長の陳述書にも記載があるとおり、面談日等の日にちの聞き間違いによる記載誤りや、五百旗頭理事長が亡くなられた要因は憶測である旨については、元県民局長も認めている。

五百旗頭理事長と齋藤知事の関係性については、阪神・淡路大震災から30年の節目を控えている中において、県の創造的復興に長年尽力されてきた五百旗頭理事長との面談機会を齋藤知事が持たなかったことから、五百旗頭理事長と齋藤知事が疎遠だったことをうかがわせる。

文書中の「井戸氏嫌い、年長者嫌い、文化学術系嫌いで有名」については、陳述書に、主に伝聞をもとにしたとされる21世紀研究機構以外における具体的な例も記載されているが、それらについては証言を得られていないため、この記載の部分は、このことだけで事実であることは確認できていない。しかし、震災30年となる重要な時期を直前に、これまで本県の創造的復興に大変貢献されてきた両副理事長を相談等もなく解任しようとしたことは決して丁寧な対応とは言えない。

「五百旗頭先生と井戸前知事に対する嫌がらせ以外の何ものでもありません」についても、両副理事長を相談等もなく解任することが、そのように受け止められる可能性はある。

元県民局長が陳述書で「憶測」と認めているように、片山氏からの副理事長解任の話が五百旗頭理事長の命を縮めたとは言いがたい。ただ、副理事長解任の話で立腹され、眠れなかったとおっしゃっていたとの証言から、立腹するほどの大きな心理的ストレスを与えたことは推察できる。

以上より、文書の記載内容については、信頼できる情報源に基づいており、概ね事実と言えるが、一部で事実誤認、憶測、疑いにとどまるものも含まれていると言える。

2 団体の人事への県の関与について

21世紀研究機構の定款には、役員の選任について、第24条第1項に「理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する」、第2項に「理事長、副理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する」と定められていることから、副理事長の選任は、評議員会、理事会の決議をもって決定されるものである。片山氏は、五百旗頭理事長と面談した令和6年2月29日時点では、同機構の評議員ではあったが、証言や提出資料から、片山氏は評議員の立場としてではなく兵庫県副知事の立場として訪問し、外郭団体の見直しの一環として副理事長解任の通告を行っている。

特に今回対象となった副理事長は、県職員や県職員OBではなく、本県の創造的復興に大変貢献してきた外部有識者であるため、仮に震災30年を前にしたタイミングで役職を整理するのであれば、なおさら今回のような副知事による通告は大変失礼な行動であることは自明であり、まずは知事自らが理事長に相談する等、より丁寧な対応が必要であったと考えられ、組織再編や人員削減を急いだ感が拭えない。

(2) 提言

知事当局に以下のことを求める。

- ・ 県関連団体の人事制度についてのルールの特明確化、運用の特明確化を図ると同時に団体との丁寧なコミュニケーションに努めること。
- ・ 公社や外郭団体の再編や人員削減においては、憶測や不信感が生まれぬよう、対象団体の状況を公平公正に判断し、当事者をはじめ関係者に十分理解いただくよう努めること。特に、今回対象となった副理事長は、本県の創造的復興に貢献してこられた外部有識者であるため、仮に震災30年前のタイミングで役職を整理しなければいけない状況であれば、より丁寧な対応を心がける姿勢が求められる。

2 令和3年の知事選挙における県職員の事前選挙活動等について

〔当該文書記載事項〕

- ① 令和3年7月18日執行の兵庫県知事選挙に際して、兵庫県職員である●●●●●、●●●●●、●●●●●、●●●●●は、選挙期間以前から齋藤元彦立候補予定者について、知人等に対する投票依頼などの事前運動を行った。●●●●●は自分の居住地である●●●●●幹部等に対して「自分は選挙前から齋藤のプレーンだった。お前ら言うこと聞けよ」と恫喝している。
○公職選挙法違反、地方公務員法違反
また、選挙公約の作成、選挙期間中の運動支援など、多岐にわたり選挙運動を手伝った。
○地方公務員法違反
- ② その時の論功行賞で、この4人はそれまでの人事のルール無視でトントン拍子に昇任。結果的に彼らが行ったことを裏付けすることとなっている。
- (注釈) ●は個人情報に配慮して伏字

(1) 委員会としての判断

ア 認められる事実

① について

- ・○○○氏、○○氏、○○氏、○氏が令和3年の知事選に際しての投票依頼などの事前運動や選挙公約の作成に関わったということ、Z氏が他の自治体職員を恫喝したということは確認できなかった。

② について

- ・○○○氏、○○氏、○○氏、○氏については昇任が早かった者もいるが、論功行賞によって昇任がトントン拍子だったということは確認できなかった。

イ 事実に対する評価

令和3年の知事選挙における県職員の事前選挙活動等について、○○氏、○○○氏、○○氏、○氏のいずれも事前選挙活動等を手伝ったことを否定しており、違法行為は認められなかった。

また、4氏がいずれも県重要施策の重要ポストに就任していること、なおかつ、短期日で昇任していることが認められる者がいることからの推測による記載と思われるが、知事選挙を手伝ったことによる論功行賞があったということについては、知事選挙前、すでに○○氏は県民センター長、○○○氏は本庁次長級となっており、「トントン拍子に昇任」とまで言えるかどうかはわからない。○○氏の部長級への昇任、○氏の次長級への昇任が早かったことは事実であるが、論功行賞によるものという証言は確認できなかった。したがって、この件にかかる「論功行賞」や「人事のルール無視」といった文書の記載内容や違法行為を裏付ける証言は得られなかった。

(2) 提言

特になし。

- ・3/21の知事協議の時点で、原田氏はメーカーからコーヒーマーカーを受けとっていたが、返却していなかったことを齋藤知事に謝罪した。この謝罪があったことを片山氏、小橋氏、井ノ本氏も認めている。
- ・一方、齋藤知事は、原田氏がコーヒーマーカーの返却を失念していたことを謝罪したことや「早く返しなさい」という指示をした記憶はないと証言しており、認めていない。
- ・齋藤知事がコーヒーマーカーを受け取ったことは確認できなかった。

② について

- ・ロードバイクは県に無償貸与されていた。この無償貸与については、井ノ本氏のアレンジによるものであるということは確認できなかった。

③ について

- ・県として市川町から仕掛品（製造工程ごとの金物一式）とアイアンクラブ1本の贈呈を受けて、知事室に飾っていた。
- ・齋藤知事が個人として市川町からアイアンクラブをもらったことは確認できなかった。
- ・片山氏は県内商工会から、アイアンクラブ（SW, AW 6万円相当）を受け取っている。

④ について

- ・特定企業との癒着は確認できなかったものの、齋藤知事は、複数枚のスポーツウェアをスポーツメーカーから無償貸与してもらっている。

⑤ について

- ・視察先やカウンターパートの企業を選定する際のリストに役得の記載があるということは確認できなかった。

⑥ について

- ・齋藤知事は、秘書課の職員だけが差し入れられたものをもらえるのかどうかという判断があり、自分が持ち帰っていると証言しており、土産の多くは齋藤知事が持ち帰っている。また、齋藤知事は県のPRとして下記物品を受け取り、また、長期貸与を受けていた。

（椅子とサイドテーブル、姫路城のブロック、スポーツメーカーの靴、海苔、蟹、牡蠣、日本酒、岩津ネギ、淡路玉ねぎ、播州織の浴衣・ジャケット・ネクタイ、スポーツチームのユニフォーム

- ・県として、齋藤知事が受領した物品全てについて把握できていなかった。
- ・齋藤知事が、出張先で地元の首長や利害関係人を陪席させて、飲食代を支払わせるということは確認できなかった。
- ・知事から提出のあった物品一覧表によれば、知事はユニフォーム（サッカー）4着、ユニフォーム（バスケットボール）2着、ユニフォーム（バレーボール）2着、ユニフォーム（ラグビー）3着、ユニフォーム（野球）1着、Tシャツ5着、ジャージ（秋冬用）、ジャージ（春夏用）、シューズ3足、コート2着、ポロシャツ、播州織ジャケット2着、播州織浴衣、法被（鏡開き用）

- 2着等を受け取っており、その中には特定企業のものも含まれている。
- ・総務常任委員会で浴衣やスポーツウェアのクリーニング代を公費から支出していることが確認されている。

イ 事実に対する評価

例1のコーヒーメーカーについては、原田氏が、3月21日の協議時点で返却していなかったことを報告し謝罪していることを証言し、片山氏、小橋氏、井ノ本氏もそのことを裏付ける証言をしているが、齋藤知事は報告を受けたことの記憶はないと証言しており、証言に食い違いがある。また、部下である原田氏が事業者からコーヒーメーカーの送付を依頼したという状況は、齋藤知事が自分の支配下にコーヒーメーカーをいつでも使用又は処分できる形で保管していたと外形的に見れば、齋藤知事がもらったとみられても仕方がない。

「貰い物は全て独り占め」という記載に関しては、齋藤知事は、秘書課の職員だけが分けてもらえるという問題を起こさないため自分がその多くを自宅へ持ち帰ることを認めており、贈答品のPR等がなく個人として消費していたと捉えられても仕方がない行為もあったと言わざるを得ない。こうした行為が「おねだり」との憶測を呼んだことは否定できない。

したがって、文書の記載内容については、一部で事実誤認や憶測も含まれているが、一定の事実が記載されており、虚偽の内容とまでは言えない。

また、県の規定がない無償貸与の浴衣やスポーツウェアに公費からクリーニング代を支出していたことも不適切であったと言わざるを得ない。

(2) 提言

知事当局に以下のことを求める。

- ・齋藤知事が県産品のPR目的あるいは社交儀礼のために、贈答品を受け取ることは理解できるが、県民や職員に疑念を抱かせないためにも贈答品に関するルールづくりが必要である。この点については、昨年4月4日付けの職員公益通報事案の調査結果及び公益通報委員会の審議等を踏まえ、12月11日に「県民の信頼確保に向けた改善策の実施」の中で物品受領ルールの明確化が記者発表されており、一定の措置が講じられているが、知事側から求めること（贈答品の要求および打診）の禁止までには踏み込んでいない。また、受け取らない一定の基準を客観的（金額等）に示すことも必要と考えられる。
- ・加えて接待供応についてのルールの明確化も図るべきである。
- ・ルール遵守を担保するために報告や検証を徹底し、県民からの信頼を得られるよう努めるべきである。
- ・齋藤知事には、社会的影響力の大きい県知事という立場を踏まえ、贈答品を受け取ることに慎重な姿勢が求められる。

していることには一定の認識があると思われる半面、面談の際に信用保証協会
の名刺を差し出していることに対しては、経済界に影響力のある信用保証協会
幹部という立場を踏まえると、商工会議所は事実上、信用保証協会の幹部から
の申し出を断りにくいという側面も容易に想像できる。

さらに、片山氏が信用保証協会幹部に、県職員OBが理事長職などに就いて
いるからといって、安易に政治資金パーティーのチラシ配布先名簿の収集を依
頼したことは、個人に対するものとの証言があったが、相手方へ信用保証協会
の身分を示したうえで、商工会議所と接触している以上、これら一連の行為は
不適切であり、保証業務を背景としたパーティー券購入依頼だとの疑念を抱か
れてもやむを得ない。県信用保証協会理事長が「OBとして活動しているので
問題ないと思っていたが、信用保証協会理事長という立場では軽率だった」と
認めているように、経済界に影響力のある立場を利用して疑念を抱かれる行動
をとっていたことは否めない。

一方、これら政治資金パーティーへの協力により、人事面での厚遇を得たと
いう事実や「なにがしかの利益供与」は確認できなかった。

以上のことから、文書の内容には一部で事実誤認や憶測も含まれているが、
一定の事実が記載されており、虚偽の内容とまでは言えない。

(2) 提言

知事当局に以下のことを求める。

- ・政治資金パーティーの購入依頼にあたっては片山氏から県職員OBを頼って
いるが、結果的に県職員OBが外郭団体等の幹部の立場を利用していると疑
われることがないように、知事選挙に関する県職員OBを対象としたルールづ
くりが必要である。
- ・県関連団体の倫理規定は一般職を対象としているが、役員も含めた政治活動
や選挙活動に関わる倫理規定等を定めること。

なお、今後ボランティアでのパーティー券販売においては、個人としての
名刺を手渡すなど違法行為と疑念を抱かれないようより一層の配慮を行う
ことを求める。

6 阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫等からのキックバックについて

〔当該文書記載事項〕

- ① 令和5年11月23日実施のプロ野球阪神・オリックスの優勝パレードは県費をかけないという方針の下で実施することとなり、必要経費についてクラウドファンディングや企業から寄附を募ったが、結果は必要額を大きく下回った。
- ② そこで、信用金庫への県補助金を増額し、それを募金としてキックバックさせることで補った。幹事社は●●●●●●●●。具体の司令塔は片山副知事、実行者は産業労働部地域経済課。
- ③ その他、●●●●●●●●などからも便宜供与の見返りとしての寄附集めをした。
- ④ パレードを担当した課長はこの一連の不正行為と大阪府との難しい調整に●●●●●●●●が持たず、●●●●●●●●を●●●●●●し、現在、●●●●●●●●。
- ⑤ しかし、上司の●●●●●●●●は何処吹く風のマイペースで知事の機嫌取りに勤しんでいる。
○公金横領、公費の違法支出

(注釈) ●●●●●●●●は個人情報に配慮して伏字

(1) 委員会としての判断

ア 認められる事実

事実経過

	当初、大阪府と兵庫県合わせて5億円を想定し、個人向けのクラウドファンディングと企業協賛の募集を開始した
11/ 9(木)	産業労働部から財政課に中小企業経営改善・成長力強化支援事業について1億円で予算要求資料を提出
11/10(金)	パレード委託業者より見積額が6.5億円と提示されるが、現状の収入額と大きな乖離があった
11/14(火)	大阪府より不足額の2,000万円を確保するよう依頼があった
11/16(木)	片山氏から事業廃止に向け事業をソフトランディングできるよう、事業費を1億円から4億円程度に増額するよう財政課に指示があり産業労働部に伝達され、産業労働部から財政課に3.75億円で積算資料が再提出された
11/17(金)	片山氏より協賛金依頼は11/20までにする旨のメールがあり、U証人は11/14の2,000万円の件は目途がついたと受け取ったその後、大阪府より更に追加で2,000万円を確保するよう依頼があった
11/20(月)	片山氏が信用金庫理事長に連絡
11/21(火)	片山氏が信用金庫理事長に面談し、協賛金の取りまとめを依頼した。各行に依頼するに当たり目安の金額が必要であるため、理事長が総額で1,000万円か2,000万円かと聞いたところ、片山氏から2,000万円いただけるとありがたいと発言があり、2,000万円を目標に理事長から各信用金庫に協力を依頼した

	知事査定で事業費を4億円で計上するよう指示があった
11/22(水)	理事長から各信用金庫が了解したとの報告があり、11/17に大阪府から依頼のあった2,000万円確保の目途がついた
11/23(木)	パレード当日 なお、信用金庫からの協賛金はパレード終了後に入金された

① について

- ・11/13時点で、6.5億円の見積額に対し、クラウドファンディングや企業からの寄附で募った金額が3.2億円で必要額を大きく下回っていた。

② について

- ・信用金庫への県補助金が片山氏や齋藤知事の指示により増額された。
- ・片山氏がパレード直前に信用金庫へ協賛金の協力を依頼し、2,000万円の協賛金を集めた。
- ・県から信用金庫への補助金を募金としてキックバックさせたということは確認できなかった。

③ について

- ・民間企業が便宜供与の見返りとして寄附集めをしたということは確認できなかった。

④ について

- ・パレードを担当した課長が不正行為に関わったことは確認できなかった。
- ・県は大阪府、広告会社とパレード開催に向けて、難しい調整を行っていた。担当課長は1月下旬から病休を取っていた。

イ 事実に対する評価

パレードの事業費は6.5億円にまで増えたが、収入面では、資金調達が難航し、パレード後も継続して資金調達をする異常な状況に追い込まれていた。

信用金庫への協賛金依頼と補助金増額の関連性（文書ではキックバックと表現）については、11月14日に大阪府から2,000万円の収入確保を依頼された後、片山氏がパレード直前に信用金庫へ協賛金の協力を依頼し、2,000万円の協賛金を集めた時期が県補助金が増額された時期と符合することや広告も出せないなど何のメリットもない中で2,000万円もの協賛金への協力が1日でとりまとめられ、パレード後に入金されていることから不自然な点も見受けられるが、当事者である片山氏をはじめ原田氏らは否定、信用金庫の理事長も協賛金への見返りを求めたことはないと否定している。

次に、便宜供与の見返りについては、所管部局の証言では、委託業者がパレード用バスの選定を行ったこと、そもそもパレード用のバスを所有している企業がほかにないことなどから、否定している。

上司から責任感が強いと証言があった課長はいつも朝早くに出勤し、夜は最後まで残って業務に携わっており、パレードを離れたいと申し入れする事態は、極限の精神疲弊状態と推認される。

したがって、文書の記載内容については、一部で事実誤認や憶測も含まれて

はいるが、一定の事実が記載されており、虚偽の内容とまでは言えない。また、公金横領や公費の違法支出は認められなかったものの、本件については、背任容疑の告発状が受理されており、捜査当局の対応を待ちたい。

(2) 提言

知事当局に以下のことを求める。

- ・大規模な事業やイベントを行う場合は、現場から上層部へ現実的な企画立案をもとにした協議を行うことが重要であり、知事や幹部の発案については、現場レベルでの実現可能性（明確な事業目的、十分な準備期間、入念な資金計画）の検討を行ったうえで意思決定することが求められ、計画通りに進まなかった場合は、柔軟に軌道修正すること。
- ・県が利害関係のある企業団体に寄附金や協賛金を依頼するにあたっては、行政運営に不信感を抱かれないよう細心の注意を払うこと。

7 知事のパワーハラスメントについて

〔当該文書記載事項〕

- ① 知事のパワハラは職員の限界を超え、あちこちから悲鳴が聞こえてくる。執務室、出張先に関係なく、自分の気に入らないことがあれば関係職員を怒鳴りつける。
 - ② 例えば、出張先の施設のエントランスが自動車進入禁止のため、20m程手前で公用車を降りて歩かされただけで、出迎えた職員・関係者を怒鳴り散らし、その後は一言も口を利かなかったという。
 - ③ 自分が知らないことがテレビで取り上げられ評判になったら、「聞いていない」と担当者呼びつけて執拗に責めたてる。
 - ④ 知事レクの際に気に入らないことがあると机を叩いて激怒するなど、枚挙にいとまがない。
 - ⑤ また、幹部に対するチャットによる夜中、休日など時間おかまいなしの指示が矢のようにやってくる。日頃から気に入らない職員の場合、対応が遅れると「やる気がないのか」と非難され、一方では、すぐにレスすると「こんなことで僕の貴重な休み時間を邪魔するのか」と文句を言う。
 - ⑥ 人事異動も生意気だとか気に入らないというだけで左遷された職員が大勢いる。これから、ますます病む職員が出てくると思われる。
- （職員からの訴えがあれば）暴行罪、傷害罪

（注釈）●は個人情報に配慮して伏字

(1) 委員会としての判断

ア 認められる事実

知事のパワーハラスメントについて

- ㊦ 齋藤知事は、令和3年9月頃、朝刊に載っていた尼崎のフェニックス用地に万博資材の運搬拠点を設ける方針を固めたという記事について、「こんな話は聞いていない」と机をたたきながら声を荒げて怒った。
- ㊧ 令和5年5月、施設の開設について、齋藤知事に説明したところ、「こんな話聞いていない」と叱責があり、令和5年当初予算の記者発表資料を見せたところ、「これで知事が知っていると思うなよ」という強い叱責が再びあり、開所式のスケジュールを変更せざるをえなくなった。
- ㊨ 齋藤知事は、令和4年10月のイベントで、更衣室に見知らぬ男性がいたため驚いて、事前に確認して更衣室を用意しておくべきだったのではないかと職員に注意した。
- ㊩ 齋藤知事は、県幹部職員に対し、令和5年11月の東播磨地域づくり懇話会において、エントランスにつながる通路の車止めの手前で知事公用車が停車して齋藤知事が降りてきた時に、「なんでこんなところに車止めを置いたままにしているんや」と怒鳴った。県幹部職員は、非常に強い叱責のため頭の中が真っ白になった状態で車止めを移動させた。齋藤知事は、県幹部職員が車止めを移動させた後も非常に強い叱責をした。県幹部職員は、社会通念上、業務に必要な範囲の指導とは思わず、理不尽な叱責を受けたと感じた。その後、齋藤知事が会場を後にする際、県幹部職員に対し、謝罪やねぎらいはなかった。
- ㊪ 齋藤知事は、片山氏に対し、令和6年3月上旬頃、県立大学の無償化の国会

議員等への根回しに、すぐ動くようにと言われたことを忘れていたことに怒り、アクリル板に向けて付箋を投げた。

- ㊦ 齋藤知事は、所管課長に対し、令和5年1月の知事協議の際に、政調会資料に記載のあった所管事業が朝刊に載っていた記事を見て、「大阪府と連携すると書いている。これ聞いてへん。この事業は知事直轄なんだから勝手にやるな」と、かなり厳しい口調で叱責し、「やり直し」と所管課長を知事室から退室させた。所管課長は再度、齋藤知事に説明しようとは何度も秘書課に伝えたが、説明できなかった。所管課長は1年で異動した。
- ㊧ 齋藤知事は、令和5年度、複数の幹部職員との間で、全部で4,885件のチャットのやり取りをし、そのうち約44%の2,165件が夜間や休日に送られた。

イ 事実に対する評価

齋藤知事が、執務室や出張先で職員に強い叱責をしたことは事実と評価でき、文書内容は概ね事実であったと言える。

齋藤知事が「業務上必要な範囲で指導や注意をした」との証言に対して、叱責を受けた側の証言では、事情を確認されることなく「社会通念上必要な範囲とは思わなかった」「指導として必要のない行為」「理不尽な叱責だった」、「県職員になってこれまでにないというぐらいの叱責を受けた」や、「県庁での職員生活の中で、机をたたいて怒鳴られたというようなことが初めてだった」、他の職員がいる前で「頭が真っ白になるほどの叱責」、さらに「異動させられるという予感のもと実際に1年で異動させられ理不尽と感じた」「トータルに見てパワーハラスメントと評価できる事案かなと思った」等の証言があったことを踏まえると、「パワハラを受けた」との証言は無かったものの、パワハラ防止指針が定めるパワハラの定義である「①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすもの」である可能性があり、パワハラに近い不適切な叱責があったと言わざるを得ない。

県事業がテレビで取り上げられた件であるが、県の事業は膨大にあるため、テレビで知事の知らないことが取り上げられることもあり、「聞いていない」ことを理由に職員を叱責することは妥当性を欠いた行為である。仮に叱責することがあるとすれば、テレビでの県職員の説明に大きな過失があり、県に損害を生じさせる恐れがあった場合などが考えられる。

知事協議の際の叱責であるが、部局の説明をよく聞いていない、あるいは聞いていても失念していると思われる事業に対して、全く知らないということで、説明する機会も与えずに「聞いていない」と叱責するとの証言が複数あったことから、事業への関心の度合によって、認識の深さに差が生じていると思われる。また、部局の説明時に齋藤知事は別のことをしているなどで説明を真剣に聞いていないと感じたとの証言があったことも踏まえ、どの事業も同じ目線で担当課の説明を聞くという姿勢が欠けており、トップとしての対応に疑問が残る。

考古博物館で20m歩かされた件に関連して、齋藤知事の発言から行程管理を重要視していることは理解できる一方で、齋藤知事自身が朝の予定時間によく遅れてくる、またその際に謝らないこともあるとの証言もあることから、部下には高い水準を課しながら、自分はその基準を守らず特別扱いとする態度は、公平性と信頼を損なう言動であり、本来は模範となるべき知事の取る言動では

ない。また、齋藤知事は車から降りるなり、対応した職員に対し、車止めをしている理由を聞くこともなく、大声で叱責をしている。職員からすれば、車止めを入り口から20m離れたところに設置したことは会場施設のルール上やむを得ないものであり、車止めを認識した後も強い叱責することは不合理であり、極めて理不尽な叱責であると言える。

叱責の際に付箋を投げる行為は、知事という立場に鑑みると、投げたものの形状にかかわらず、その行為自体威圧的なものであり、副知事その他職員を委縮させるものである。

齋藤知事の非常に強い叱責や理不尽な言動によって、職員が齋藤知事に付度せざるを得ず、救護室・授乳室を知事の控室にしたり、車両が通行できない範囲に知事公用車を通行させる等、ルールに則った県民本位の職務遂行が叶わなくなっている面があり、極めて深刻な事態が確認できた。

また、強い叱責を受けた当事者本人の就業環境に明らかな影響がなくとも、実際に見聞きしている同僚への心理的負担や組織の閉塞感につながり、適切な職場環境を構築すべき組織のトップの言動としては極めて不適切である。

さらに、職員の証言や提出資料によると、齋藤知事から幹部職員へのチャットの数は膨大なもので時間外や休日問わず頻繁に送られていた。1年間に複数の幹部職員との間で夜間、休日などの業務時間外のチャット数は2,165件と多く、その内容については業務上必要性が認められるものもあるが、夜間や休日送信しなくても問題ないと思われるものもあった。もっとも、夜間、休日の送信頻度や「返信不要」などの配慮がないこと、チャットでの反応がない時に関係職員に業務時間外に電話をかける行為もあり、緊急性を要しないにもかかわらず、夜間や休日にクイックレスポンスを求めることは働き方改革が求められる今日において、前時代的な仕事のやり方であると言わざるを得ず、業務の適正な範囲を超えたものであり、就業環境を害されているといえる。また、チャットのグループ内で叱責するなど一部の内容については、職員らの過度な精神的負担になっていたと考えられる。

以上のように、知事の言動、行動については、パワハラ行為として認められる。

(2) 提言

証言からもあるように、明らかに業務上必要な叱責ではなかったことも認められるが、齋藤知事は「業務上必要な範囲で指導や注意をした」との認識を変えていない。業務上必要な範囲ではない、不適切な指導が複数あったということをまずは知事自身が認めることが重要であり、言動を真に改める姿勢を持たなければならない。

一方で、昨年4月4日付けの職員公益通報事案の調査結果及び公益通報委員会の審議等を踏まえ、12月11日に「県民の信頼確保に向けた改善策の実施」の中でハラスメント研修の充実として組織マネジメント力向上特別研修の実施が是正措置として記者発表されており、一定の措置が講じられており、是正する必要があるとの認識が示されていると考えられる。

また、知事、副知事などの特別職を含め管理職等のアンガーマネジメント研修も行い、風通しの良い職場環境が確立できているか定期的に検証する仕組みを取り入れることを提言する。

チャットやメールについては、特に夜間や休日に指示をする際には、緊急性

を要する用件のものに限るか、緊急性がないチャットやメールには即時の返信を必要としない、あるいは返信を求めないなど取り扱いを定めること。

齋藤知事は、組織のトップとして、自身の言動が組織に及ぼす影響を常に意識するとともに、多様な意見に耳を傾けることで率先して働きやすい職場づくりに努めてもらいたい。

IV 公益通報者保護にかかる調査の内容と結果について

1 委員会としての判断

ア 認められる事実

事実経過

3/20(水)	齋藤氏が当該文書を民間人から入手
3/21(木)	当該文書に関する協議のため、齋藤氏が片山氏、小橋氏、井ノ本氏、原田氏を招集し、片山氏らに文書の作成者や目的を含め、調査するように指示。この際、公益通報者保護の議論はなかった。
3/22(金) ・23(土)	人事当局から元県民局長の公用メール1年分を調べるように指示を受けた担当課長はデータを人事当局に提出。公用メールの調査にあたって本人の同意は得ていない。4月下旬に元県民局長の公用パソコンのファイルの操作ログ3年分も提出した。
3/23(土)	齋藤氏は、片山氏から元県民局長の事情聴取を行うという提案を受け、それを了承。調査については片山氏に一任された。
3/25(月)	片山氏及び人事当局が元県民局長及び職員2名の聞き取り調査を実施した。片山氏は元県民局長の調査の際、公用パソコンに私物USBがあったが、取り外すように指示し、公用パソコン1台だけを県庁に持ち帰った。なお、職員1名の私物スマートフォンのLINEの調査も行った。 元県民局長から人事当局に電話があり、自分単独で作成し、噂話をまとめたもので、周囲の者を巻き込まないように要請があった。
3/26(火)	元県民局長の退職保留が決まった。
3/27(水)	小橋氏は、齋藤氏に対し、教育委員会ではこのような問題の時には第三者に調査させることが多いと発言。 人事当局の用意した記者会見での想定問答は、内容の詳細については調査が必要なので言えないという説明だったが、齋藤氏はさらに踏み込んで元県民局長が作成した文書について「嘘八百」「元県民局長本人は認めている」と発言。
4/1(月)	人事当局は、県の特別弁護士に、第三者機関やSNSでの当該文書の拡散、公益通報としての取扱いの要否などを相談。 特別弁護士からは、公益通報の手続きがされた段階でいったん判断する必要がある、第三者機関については、費用や時間を要することから内部調査で十分との見解を得る。
4/4(木)	元県民局長が公益通報受付窓口に通報。 人事当局によれば、4/4に元県民局長が公益通報受付窓口に通報した時点で、公益通報の調査結果を待たないと処分はできないと考え、すぐに小橋氏と井ノ本氏に進言し、齋藤氏も了承したとのこと。 なお、齋藤氏はこうした進言を受けた記憶がないと否定した。
4/15(月)	齋藤氏は、「 風向きを変えたい 」との 恣意的な理由 から、できるだけ早くしたほうが良いと指示。 人事当局によると、井ノ本氏から公益通報の調査結果を待たずに処分できないか検討を指示されたが、公益通報の結果を待つべきと進言した。 なお、齋藤氏は人事当局に対して 流れを変えるために 公益通報の調査結果を待たずに処分できないかと指示した記憶はないと否定した。
4/17(水)	人事当局によると 知事の指示による井ノ本氏と人事当局との元県民局長の処分スケジュールのやりとりは下記のとおり。 ・4/24に処分する案の作成を井ノ本氏が指示 ・4/24に処分する案を井ノ本氏に提出し、齋藤氏が了解 ・人事当局が4/24処分案が現実的に無理と判断し、5/17処分案を井ノ本氏に相談。井ノ本氏からは5/10を案1、5/17を案2とする指示があり、齋藤氏は5/10で了解した。

4/24(水)	人事当局によると、井ノ本氏から連休明けの5/7 処分案の指示があり、弁護士と相談して処分日を5/7に決定した。 井ノ本氏は、人事当局との処分日のやり取りは自分の判断ではなく、知事と話をした上で日程を決めたと証言している。 なお、齋藤氏は5/7 処分の決定事項を報告されたと証言している。
5/2(木)	綱紀委員会が開催された。
5/7(火)	元県民局長の処分を公表。

イ 事実に対する評価

1 公益通報者保護法違反について

(1) 外部公益通報

ア 元県民局長は、議員、マスコミ、警察の特定の者に文書を配布している。
知事は真実相当性が認められないと再三説明をしているが、公益通報に当たるか否かは真実相当性は関係がなく、保護要件にとどまる。

イ 元県民局長の公用メール及び公用パソコンに保存された資料に基づき、クーデターや転覆といった言葉が並んでいたことや、元県民局長作成の人事案や知事を貶める資料があったことなどをもって、文書配布は不正な目的の行為にあたり、公益通報ではないと判断したという証言がある。しかし、当該文書入手(3/20)、協議時点(3/21)ではまだ公用メール及び公用パソコンの調査は行われておらず、公益通報ではないとの判断は調査後であり通報時ではない。仮に公用メール及び公用パソコンの調査も含めて3月22日に作成者の特定を開始したことの正当性を主張するのであれば、公益通報者保護法に基づく指針に定められた「通報者探索防止措置」は事実上意味がなくなり、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関にとってよい行為とは考えられない。

なお、人事当局は特別弁護士に相談の上、不正の目的があったと判断したことはないと言明しており、県として不正の目的があったと公に認めていない。また、複数の参考人は、「専ら」公益を図る目的の通報と認められる必要はなく、交渉を有利に進めようとする目的や事業者に対する反感などの目的が併存しているというだけでは、「不正の目的」であるとは言えず、不正目的の認定は慎重に行う必要があるとしている。

ウ 「通報対象事実」については、少なくとも阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫からのキックバックについて背任罪の可能性があり、通報対象事実が含まれている。

以上のことからすると、今回の調査では、元県民局長が齋藤県政に不満を持っていた事情は窺えるものの、元県民局長は今回の文書作成については後輩職員のためを思い行ったと主張しており、人事課調査による判断と同様に、不正な目的であったと断言できる事情はないと考える。

よって、元県民局長の文書は公益通報者保護法上の外部公益通報に当たる可能性が高い。

(2) 体制整備義務違反

公益通報者保護制度を所管する消費者庁は、公益通報者保護法に基づく指針第4の2(1)及び(2)は内部通報した場合に限定せずに、処分等の権限を有する行政機関やその他外部への通報が公益通報となる場合も公益通報者を保護する体制の整備が求められるとしている。他方、今回の文書の場合には、

通報やの探索が例外的に許容されるのではないかという参考人の意見もあった。しかし、上記のとおり、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関としては、公益通報者保護法に基づく指針を原則通り遵守すべきと考えられる。

県の初動は、文書内容の調査をせずに通報者の特定を行うなど、事業者がとるべき措置を怠り、現在も違法状態の可能性がある。

2 行政として取るべき対応

(1) 初動対応

ア 3月21日の協議時点で齋藤知事及び参加者は当該文書を誹謗中傷の文書であると認識しており、公益通報の議論はなかったという証言があることから、初動対応において公益通報に関する認識はなかったと考えられる。そのため、3月22日には作成者の特定のために元県民局長らの公用メールの調査等に着手し、3月25日に作成者を元県民局長と特定、3月27日には知事が記者発表で本人が認めていなかったにもかかわらず事実無根だと認めているような発言のほかにも「公務員失格」と通報者を侮辱するような発言をしている。

しかし、当該文書の内容は全くの事実無根とは言えないため、齋藤知事らは公益通報に該当しうるかもしれないという前提に立ち、作成者の特定を行う前に、まずは当該文書の内容の調査を行うべきであった。

また、3月27日の会見で県民局長の職を解き、通報者を公表したことは、告発者潰しと捉えられかねない不適切な対応であった。同日に元県民局長から告発文にある内容を精査してから対応して欲しいと片山氏に要請があったが、この時点から内部公益通報としての手続きが必要であった。

イ さらに言えば齋藤知事らは当事者である自分たちだけで当該文書が公益通報に該当するか否かを判断するべきではなかった。それが法令を遵守することは当然のことながら、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関がとる立場であると言える。

ウ また、結城参考人によると、公益通報事案については、受付、調査、是正措置等の対応全てを通じ、不利益取扱い、範囲外共有、通報者探索が禁止され、これに違反すると体制整備義務違反状態となるため、調査結果が判明する前にこれらの扱いをすることは許されないし、調査結果が判明し、たとえ通報者の指摘する事実関係が認められなかったとしても、これらの扱いをすることは許されないとしている。加えて、告発の対象となった権力者が通報者探しを指示する場合、あるいはそれを承認する場合、その者の責任も厳しく問われるとの参考人意見もある。

さらに、本年2月18日の衆議院総務委員会で政府参考人は、法定指針の1号通報の対応体制において、事実に関係する者の公益通報対応業務に関与させない措置を求めているが、一般論として外部から不正行為について指摘された事業者は、自らが行う調査、是正に当たり、事実に関係する者を関与させないことなど、適切な対応がとることが望ましいと答弁している。

当該文書の当初の調査は、当事者である齋藤知事の指示の下、同じく当事者である片山氏が中心となって行っているが、調査は当事者が関与せずに行うべきであったと考えられる。通常であれば、このような案件の調査

は人事課や各部総務課が調査を実施することになるが、今回のような知事及び県幹部が当事者である場合は県以外の第三者に調査を委ねるべきであった。そのことが調査の過程及び結果の客観性・公平性・信頼性を高めることになる。県当局は後日、第三者委員会を設置することとしたが、本来は元県民局長の処分前に設置し、もし処分をするのであればその調査結果に基づいて処分を行うべきだったと考えられる。

加えて、参考人によると、真実相当性の要件は、通報者の通報時点における状況から判断することや通報者の供述内容は、調査主体への信頼感により影響を受けるため誰が調査するのかが重要としている。元県民局長は、県当局の調査に対し、文書の内容を誰から聞いたかについて、単なるうわさ話と話しているが、元県民局長の立場からすれば、文書に記載されている当事者が調査に関わっている限り、情報提供者を守るために真実を話せなかったと考えられる。

エ 以上のように、県の一連の文書問題に対する初動対応は、県民の不信感を招く不当なものであったと考える。

(2) 調査方法の問題点

当該文書の作成者の特定はすべきではなかったという判断である。その上で、作成者特定に当たっての今回の調査方法に、今後の県政の信頼回復のために考慮しておく必要がある幾つかの問題点があったと考える。

ア 公用メールの調査について、公用パソコンは県から貸与されたものであり、業務以外の使用は禁じられているものの、そのメール内容の調査はその必要性や方法について慎重に検討を行った上で行うべきである。地裁レベルだが判例でも社内メールの調査が無条件に認められているわけではない。当委員会の調査では、メール調査に当たってのルール及び実施の記録がないことが判明している。これではメール調査を恣意的に実施でき、適正な調査であったかの事後の検証もできないと言わざるを得ない。

イ 私用スマートフォンの内容確認について、今回の調査では任意ではあるが、作成に関与したと疑われた人物のスマホの LINE のやり取りを確認したことが証言と資料から確認されている。これは職員の人権への配慮を欠いた調査であり、しかも、その人物は結果的に当該文書作成に関わっていなかった。このような調査を人事当局が行う可能性があるということは、職員の萎縮、ひいては県政運営への信頼低下を招くものと言わざるを得ない。

(3) 齋藤知事の対応

3月27日の記者会見では、齋藤知事は調査の対象者を特定したり、処分を予告すること、さらには「嘘八百」「元県民局長は認めている」とまで踏み込んだ発言を行った。片山氏や人事当局は、「これから調査する」という認識で齋藤氏とも話をしたつもりであったため、その発言に驚いた。この時点においては当該文書の存在は知られておらず、実害も生じておらず、人事当局が予定していた通りの人事異動の発表にとどめておくべきであった。今回の文書問題が大きく取り上げられることになったのは、この記者会見によること大きいことを踏まえ、齋藤知事が知事として今後の県政を安定的に運営していくためには、このような部下の進言や意見に真摯に耳を傾ける姿勢

が必要であると考えられる。

なお、そのことは第三者による調査の進言、公益通報の結果を待ってから処分を行うことの進言に対する態度についても言える。

(4) 公益通報者保護法に対する齋藤知事や幹部の関わり方について

公益通報者保護法が目指すのは、徹底して不正行為を告発する人々を守り、社会の正義と透明性を維持することが目的であり、兵庫県としては立法趣旨を踏まえ、まずは公益通報に該当する可能性がないかを慎重に検討すべきであったが、初動対応時の齋藤知事や幹部に公益通報の認識がなかったと証言しており、公の立場として大きく思慮に欠ける点があったと言える。

また、齋藤知事は証人尋問や記者会見で何度も法的に問題ないことを主張しているが、行政機関は法律に違反しなければいいのではなく、法律の趣旨を尊重したうえで遵守する姿勢を示すことが重要である。

(5) 文書問題の対応について

齋藤知事は文書問題の対応について、全て適切に対応してきたと証言している。

しかし、この度の兵庫県の対応が全国から注目される中、組織の長や幹部の不正を告発すると、権力者が当事者にも関わらず自ら告発内容を否定し、更に通報者を探して公表し、懲戒等の不利益処分等で通報者が潰される事例として受け止められかねない状況にある。そのことが公益通報の抑制に繋がらないか危惧される。公益通報者保護法に違反しているかどうか見解が分かるとはいえ、「組織の長その他幹部からの独立性の確保」や「利益相反の排除」といった原則に則った対応が必要であったと考える。

また、元県民局長の処分には、退職保留決裁が終わる前に、退職保留が通知されたことも問題がある。

(6) 情報漏洩

県の個人情報保護管理の総括保護管理者である井ノ本氏は証言を拒否しているが、元県民局長のプライバシー情報を複数の議員に見せていることが聞き取り調査によって明らかになっている。当該文書の価値を貶めようとする発言を行っていた証言も得られており、「告発者潰し」があったと言われかねない状況がうかがえる。この行為は公益通報者保護法に基づく指針第4の2(2)「範囲外共有の防止に関する措置」に反する問題にとどまらず、そもそも地方公務員法の守秘義務違反、さらには県における個人情報管理の問題であると言える。齋藤知事は知事として井ノ本氏に対する厳正な処分を行うべきである。告発者である元県民局長を貶めることによって、当該文書の信頼性を毀損しようとしたことは明白であり、地方公務員法違反を否定できる要素は皆無に等しい。この漏洩問題についての背景や関係者等を明らかにする必要がある。

(7) まとめ

以上のように、一連の県の文書問題に対する対応には大きな問題があったと言わざるを得ない。

また、井ノ本氏による元県民局長のプライバシー情報の漏洩問題は、公益

通報者保護法に反する問題にとどまらず、県組織としてのガバナンス、マネジメントが適正に行われているのかという疑問を抱く。この問題への対応に関しては、元県民局長への処分と比較し、あまりにも大きく異なっている。

2 提言

法令を遵守するだけでなく、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関が、公益通報の認識もなく、また、後になって公益通報に該当しないから問題ないと主張して懲戒処分まで行ったことは大変遺憾であり、県当局は責任の重さを痛感すべきである。

今後は、県行政・県組織の不正行為や違法行為に関する告発に対しては、常に公益通報の可能性を念頭に対応することが求められ、知事を含めた幹部が公益通報者保護法に対する理解を深める機会を定期的に設けることが不可欠である。体制整備に関しては、指針第4に掲げる内部公益通報対応体制の整備は当然のことながら、外部公益通報に対応できる体制づくりを進める必要がある。

あわせて、告発の調査に当事者は関与しないこと、通報者探索及び範囲外共有等を行わないことの明確化が必要である。今後、受付段階、調査段階、是正措置等において、告発者の不利益処分が行われていないか、第三者による常設の検証機関の設置が必要。知事、副知事をはじめ組織の長は、就任にあたり、公益通報者保護法及び個人情報保護法に関する研修を受講するなどして、法の趣旨や責務を改めて認識することが重要である。

なお、有益な公益通報が守られるよう、公益通報に当たっては個人のプライバシーへの配慮や公益通報の濫用を防ぐことなど、職員にも公益通報者保護法の理解を深めることが重要である。

また、不正調査等で必要な場合もあるため、メール調査そのものを否定はしないが、その判断基準の整備及び調査実施記録の作成・保存を確実に行うべきである。そのことによって、今回のような疑念を持たれるメール調査を防ぐとともに、事後的な検証が可能となる。職員の私用スマートフォン等の調査についても、今後一切行わないよう県当局として宣言する必要がある。

さらに、綱紀委員会の運営は当事者が関わることのないよう、一定のルールを設けるべきである。

井ノ本氏による元県民局長のプライバシー情報の漏洩については、現在、第三者（弁護士）による調査が進められているが、調査結果は速やかに公表するとともに、県として刑事告発も含め、適切かつ早急な対応を求める。

なお、一連の県の対応は、公益通報者保護法に違反している可能性が高いと考えられることから、県自らの対応として公益通報者保護法の法定指針で定める「範囲外共有や通報者の探索が行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。」という規定に基づいた措置を行う必要があると考える。

最後に、齋藤知事は周囲の進言や意見に真摯に耳を傾ける姿勢を持つ必要があるとあり、県職員が上層部へ必要な進言を行うことを躊躇しない組織風土を醸成するとともに、兵庫県リーダーとして共感やいたわりの姿勢をもち、透明性のある兵庫県政の確立に務めるべきである。

V 総括

上記の調査結果のとおり、調査項目のうち文書の真偽については、「令和3年の知事選挙における県職員の事前選挙活動等について」、「次回知事選挙に向けた投票依頼について」は事実確認ができなかったが、そのほかの項目については一定の事実が確認された。

贈答品受領については、PR等でなく知事個人として消費していたと捉えられても仕方がない行為もあったと言わざるを得ない。また、パワハラについては、「パワハラを受けた」との証言は無かったものの、パワハラ防止指針が定めるパワハラの定義である「①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすもの」である可能性があり、パワハラと言っても過言ではない不適切な叱責等があったと認められる。

贈答品受領やパワハラについては、昨年12月11日発表の「県民の信頼確保に向けた改善策の実施」において、一定の措置が講じられているが、贈答品の金額などの基準を示すことや知事、副知事などの特別職を含む管理職等へのアンガーマネジメント研修の実施など、さらに踏み込んだ対策に取り組むことを求める。

「五百旗頭真理事長ご逝去に至る経緯について」は、片山氏から副理事長解任を伝えられた五百旗頭理事長が立腹していたことが認められる。よって、公社や外郭団体の再編や人員削減において、憶測や不信感が生まれぬよう、対象団体の状況を公平公正に判断し、当事者をはじめ関係者に十分理解いただくよう努めることを求める。

「知事の政治資金パーティー実施にかかるパーティー券の購入依頼について」は、片山氏の依頼により経済界に影響のある県信用保証協会理事長が疑念を抱かれる行動をとっていたことは否めず、一般職だけでなく役員も含めた政治活動や選挙活動に関わる倫理規定等を定めることが必要である。

「阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫等からのキックバックについて」は、資金調達に難航し、パレード後も継続して資金調達をする異常な状況に追い込まれていたことが認められるため、県が利害関係のある企業団体に寄附金や協賛金を依頼するにあたっては、行政運営に不信感を抱かれないよう細心の注意を払うことを求める。

公益通報については、元県民局長の文書は公益通報者保護法上の外部公益通報に当たる可能性が高く、県の初動は、文書内容の調査をせずに通報者の特定を行うなど、事業者がとるべき措置を怠り、現在も体制整備義務違反の可能性もある。初動対応のほかにも、調査方法や3月27日の記者会見、公益通報者保護法に対する関わり方についても問題があった。

この度の兵庫県の対応は、組織の長や幹部の不正を告発すると、告発された当事者自らがその内容を否定し、更に通報者を探して公表されたうえ、懲戒等の不利益処分等により通報者が潰される事例として受け止められかねない状況にある。

今後は、知事を含めた幹部職員が公益通報者保護法に対する理解を深めるとともに、組織内の不正行為や違法行為に関する告発に対しては、常に公益通報の可能性を念頭に対応することが不可欠である。さらに、外部公益通報に対応できる体制づくりを進めるとともに、告発内容の調査に当事者は関与しないこと、通報者探索及び範囲外共有等は行わないことの明確化が必要である。

井ノ本氏による元県民局長のプライバシー情報の漏洩については、告発者潰しがあったと言われかねない状況がうかがえ、弁護士による調査の結果を速や

かに公表するとともに、県として刑事告発も含め、適切かつ早急な対応を求める。

最後に、齋藤知事には本報告書の内容を重く受け止めるとともに、文書問題に端を発する様々な疑惑によって引き起こされた兵庫県 confusion と分断を一刻も早く解消すべく、県民に対して説明責任を果たすことを強く申し入れる。

VII 参考資料

番号	提出を求める選挙人 その他関係人	提出を求める資料	提出日
1	元県民局長	「齋藤元彦兵庫県知事の違法行為等について」(令和6年3月12日現在)	7/7
2	元県民局長	令和6年4月1日付報道機関あて文書	7/7
3	兵庫県知事 齋藤 元彦	文書問題に関する聴取資料(元県民局長のプライバシー情報は除く)	7/18
4	兵庫県知事 齋藤 元彦	「令和6年1月県民局長メッセージ(西播磨県民局長)」(更新日2024年1月4日) 「令和6年2月県民局長メッセージ(西播磨県民局長)」(更新日2024年2月1日) 「令和6年3月県民局長メッセージ(西播磨県民局長)」(更新日2024年3月1日)	7/4
5	兵庫県知事 齋藤 元彦	齋藤知事就任時からの知事公用車運行記録一式	8/2
6	兵庫県知事 齋藤 元彦	阪神・オリックス優勝パレードにかかる協賛金に関する資料(協賛各社ごとの金額別一覧(開催時点分、最終分別、大阪府及び兵庫県担当別内訳) ※兵庫県担当分については、協賛金を依頼した部局、責任者、依頼訪問日、電話依頼日が分かるもの	8/2
7	兵庫県知事 齋藤 元彦	当時の●●●●●●●●●●のパレード実施決定以降の業務 担当分野、業務記録、勤怠(休職にかかるものを含む)資料	8/2
8	兵庫県知事 齋藤 元彦	令和6年5月2日に開催された綱紀委員会にかかる出席者、提示資料、議事録、録音データ	8/2
9	兵庫県知事 齋藤 元彦	令和5年8月8日の齋藤知事の視察の記録、業務日誌などが分かる資料	8/2
10	兵庫県知事 齋藤 元彦	令和5年7月の●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●と兵庫県の連携協定締結時の記録、業務日誌などが分かる資料	8/2
11	兵庫県知事 齋藤 元彦	令和5年度12月補正予算の「中小企業における経営改善・成長力強化支援」にかかる4億円の金融機関への補助額執行の内訳が分かる資料及び令和4年度と同様資料	8/2
12	兵庫県知事	⑧信用金庫からの寄附について	8/2

	齋藤 元彦		
13	兵庫県知事 齋藤 元彦	優勝パレード実施のための寄附企業一覧	8/2
14	兵庫県知事 齋藤 元彦	齋藤知事個人が受け取った物品一覧表 (知事に作成を求める)	不 存 在
15	兵庫県知事 齋藤 元彦	齋藤知事が兵庫県として受け取った物品一覧表 ※秘書課が作成したもので可	8/2
16	兵庫県知事 齋藤 元彦	処分規定、過去の懲戒処分状況(5年分)	8/2
17	兵庫県知事 齋藤 元彦	令和6年7月5日の元県民局長と人事当局との接触記録(誰が、元県民局長とどのような内容をやりとりしたか分かる資料)	8/2
18	兵庫県知事 齋藤 元彦	●●●●●●●●●●が●●●●●●から受け取ったコーヒーマーカーやトースター等について、齋藤知事が受け取るのはやめておこうと秘書課に返却を指示したとされる日時等が分かる資料	8/16
19	兵庫県知事職務代理者 副知事 服部 洋平	令和4年度および令和5年度の知事と各部長との業務用チャットの内容と送付した時間が分かる資料	11/14
20	兵庫県知事 齋藤 元彦	令和5年度東播磨地域づくり懇話会(令和5年11月28日開催)に係る知事公用車の考古博物館への到着予定時間と、懇話会終了後の出発予定時間などが分かるタイムスケジュール表	8/16
21	兵庫県知事 齋藤 元彦	令和5年度東播磨地域づくり懇話会(令和5年11月28日開催)に係る知事公用車の考古博物館への実際の到着時間と到着場所及び出発時間と出発場所	8/16
22	兵庫県知事 齋藤 元彦	令和5年12月補正予算で計上された伴走支援を受けた金融機関への補助の起案文書及び副知事の指示で4億円に増額された内容、理由、指示内容、日付、決裁権者等がわかる文書(決裁文書、査定資料(注)等) (注) 査定資料は各段階(財政課長、財務部長、副知事、知事)のもの。指示事項がわかる資料を添付すること	8/16
23	兵庫県知事 齋藤 元彦	金融機関から阪神・オリックス優勝パレードの寄附金額、寄附日がわかる資料	8/16
24	兵庫県知事 齋藤 元彦	人事課が調査した元県民局長のプライバシー情報の管理簿等、管理方法、管理	不 存 在

		状況がわかる資料 (●●●●等の持ち出し状況(日付など)がわかる資料)	
25	●●●●● ●●●●● ●●●●●	令和5年8月に●●●●●から●●●●● ●●●●●に対して提供されたコーヒーマー メーカー及びトースターの配送記録(電子 記録を含む)	8/16
26	●●●●● ●●●●● ●●●●●	令和5年8月に●●●●●から●●●●● ●●●●●に対して提供されたコーヒーマ メーカー及びトースターの品番、製造年月 日、識別番号がわかるもの	8/16
27	●●●●● ●●●●● ●●●●●	令和6年3月に●●●●●から●●● ●●●●●に対して返却があったコーヒ メーカー及びトースターの品番、製造年 月日、識別番号がわかるもの	8/16
28	兵庫県知事 齋藤 元彦	2024年5月7日、齋藤知事が●●●●●を 処分した際の意味決定文書資料	9/2
29	兵庫県知事 齋藤 元彦	2024年4月19日15時から17時までの 2号館7階及び10階、3号館3階、4階 及び5階の防犯カメラ映像資料	不存 在
30	兵庫県知事 齋藤 元彦	2024年5月2日に開催された綱紀委員 会において答弁した県の特別弁護士以 外の弁護士に関する下記資料 ・当該弁護士のプロフィール資料 ・当該弁護士からの意見内容がわかる 資料・当該弁護士に相談料等を支払っ ている場合はその支払書類一式	不存 在
31	兵庫県知事 齋藤 元彦	阪神・オリックス優勝パレード開催に関 する兵庫県と大阪府との協議(オンライン 協議含む)に関する資料(出席者、会 議資料、会議録等)	9/27
32	兵庫県知事 齋藤 元彦	阪神・オリックス優勝パレードにかかる 事業の企画運營業務委託者である●●● ●●●●●との協議内容がわかる議事 録、メモなど記録すべて(オンライン会 議含む)	9/27
33	兵庫県知事 齋藤 元彦	人事課が元県民局長作成の文書の内部 調査に当たって作成した下記の3文書 ・調査実施結果(R6.3.25) ※元県民局 長、●●●●●、●●●●● 3名に係る もの ・告発文書配布先への確認状況 ・庁内調査手順(R6.3.25)	9/2
34	兵庫県知事	秘書課が確認した知事が自宅へ持ち帰	不存

		前の文書)	
48	兵庫県知事 齋藤 元彦	3/27 の知事の記者会見に際して、人事課 が作成した想定問答	9/2
49	兵庫県知事 齋藤 元彦	3/27 の知事の記者会見に際して「県民局 長が異動になった理由」について知事が 作成し、人事当局に渡されたメモ	9/17
50	兵庫県知事 齋藤 元彦	3 月 25、26 日に告発者と●●●●●が電 話などでやりとりした会話内容が分か る音声データまたは記録資料	9/17
51	兵庫県知事 齋藤 元彦	●●●●● (●●●●●●●) を調査 (私用 スマホ (SNS 等) を含む) した際の音声 データ	9/17
52	兵庫県知事 齋藤 元彦	公益通報を行った元県民局長の処分を 見送るよう●●や●●●●●に進言した 際の説明資料	9/17
53	兵庫県知事 齋藤 元彦	元県民局長の告発文書が公益通報者保 護法による保護対象に当たらないと特 別弁護士 (●●●●●) が判断に使用し た資料	9/17
54	兵庫県知事 齋藤 元彦	告発文書について相談料を支払い相談 した●●●●●弁護士からの回答成果物一式	9/17
55	兵庫県知事 齋藤 元彦	5 月 2 日の綱紀委員会に提出された資 料	9/24
56	兵庫県知事 齋藤 元彦	3 月 27 日の知事の会見前の人事課の会 見内容、議事録	9/24
57	兵庫県知事 齋藤 元彦	知事が令和 4 年 10 月 14 日に●●●●● ●●●●●を視察したことについて人事課が 調査した結果が分かる資料	9/24
58	兵庫県知事 齋藤 元彦	3 月に人事当局が第三者による委員会 等を設置して調査を行うことを検討し たことに関する資料	9/24
59	兵庫県知事 齋藤 元彦	●●●●●●●●●の配偶者の人事異動に かかる検討資料	9/24
60	兵庫県知事 齋藤 元彦	●●●●●●●●●が陪席した 5 月 7 日の懲戒 処分会見の議事録	9/24
61	兵庫県知事 齋藤 元彦	3 月 20 日以降の人事課から●●●●● ●●●●●への元県民局長の文書問題にか かる相談内容が分かる資料	9/24
62	兵庫県知事 齋藤 元彦	●●●●●●●●●へメールで懲戒処分及び公 益通報にかかる法的見解を確認した資 料	9/24
63	兵庫県知事職務代理者 副知事 服部 洋平	公益通報者保護法違反とする奥山教授 や山口弁護士の指摘、法解釈に対する県 としての反論文書 (9/6 伊藤委員の質問	10/24

① 五百旗頭真理事長ご逝去に至る経緯について

	認められる事実	事実に対する評価	提言
統 合 案	<p>② について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここ1年の間に、五百旗頭理事長は齋藤知事に会う機会はほとんどなく、創造的復興サミットについても何も聞かされていないという証言があった。 ・齋藤知事や県幹部との関係に溝があったかどうか、また、齋藤知事が井戸嫌い、年長者嫌い、文化学術系嫌いかどうかということは確認できなかった。 <p>③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証言、提出資料等によると、2月29日午後5時頃、片山氏が五百旗頭理事長を訪ね、21世紀研究機構の見直しについて説明した。内容は、(ア)五百旗頭理事長の再任依頼、(イ)副理事長職の整理(2名の副理事長退任により現行の副理事長4人体制から2人体制とする)、(ウ)副理事長が兼務しているセンター長の取扱い(〇〇氏は人と防災未来センター長留任、〇〇氏は研究戦略センター長退任)についてであり、このことは、事前に片山氏から齋藤知事に説明し、齋藤知事も了承していた。 <p>⑤について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五百旗頭理事長が、今回の副理事長職の削減について立腹して眠れなかったと言っていた。 <p>⑥について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元県民局長の陳述書には、片山氏からの副理事長解任の話が五百旗頭理事長の命を縮めた、というのは憶測としている。 <p>なお、上記②⑤⑥について下記の意見もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここ1年の間に、五百旗頭理事長は齋藤氏に会う機会はほとんどなく、創造的復興サミットについても何も聞かされていないようであるという証言があったが、事実として確認はできなかった。 ・五百旗頭理事長が、今回の副理事長職の削減について立腹していたとの証言があったが、事実として確認はできなかった。(維公) 	<p>1 元県民局長の当該文書の記載内容について</p> <p>元県民局長は、五百旗頭理事長から直接相談をされた職員の話をもとに、文書の本項目を作成しており、その内容については、同職員の証言と概ね一致しているため、齋藤知事の了解を取った片山氏が副理事長解任の通告をしたこと、副理事長解任について五百旗頭理事長が立腹していたこと等、告発文書には一定の事実が記載されているものと考えられる。</p> <p>一方で、元県民局長の陳述書にも記載があるとおり、面談日等の日にちの聞き間違いによる記載誤りや、五百旗頭理事長が亡くなられた要因は憶測である旨については、元県民局長も認めている。</p> <p>五百旗頭理事長と齋藤知事の関係性については、阪神・淡路大震災から30年の節目を控えている中において、県の創造的復興に長年尽力されてきた五百旗頭理事長との面談機会を齋藤知事が持たなかったことから、五百旗頭理事長と齋藤知事が疎遠だったことをうかがわせる。</p> <p>文書中の「井戸嫌い、年長者嫌い、文化学術系嫌いで有名」については、陳述書には、主に伝聞をもとにしたとされる21世紀研究機構以外における具体的な例も記載されているが、それらについては証言を得られていないため、この記載の部分は、このことだけで事実であることは確認できていない。しかし、震災30周年となる重要な時期を直前に、これまで本県の創造的復興に大変貢献されてきた両副理事長を相談等もなく解任しようとしたことは決して丁寧な対応とは言えない。</p> <p>「五百旗頭先生と井戸前知事に対する嫌がらせ以外の何ものでもありません」についても、両副理事長を相談等もなく解任することが、そのように受け止められる可能性はある。</p> <p>元県民局長が陳述書で「憶測」と認めているように、片山氏からの副理事長解任の話が五百旗頭理事長の命を縮めたとは言いがたい。ただ、副理事長解任の話で立腹され、眠れなかったとおっしゃっていたとの証言から、立腹するほどの大きな心理的ストレスを与えたことは推察できる。</p> <p>以上より、文書の記載内容については、信頼できる情報源に基づいており、概ね事実と言えるが、一部で事実誤認、憶測、疑いことどもるものも含まれていると言える。</p> <p>2 団体の人事への県の関与について</p> <p>21世紀研究機構の定款には、役員の選任について、第24条第1項に「理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する」、第2項に「理事長、副理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する」と定められていることから、副理事長の選任は、評議員会、理事会の決議をもって決定されるものである。片山氏は、五百旗頭理事長と面談した令和6年2月29日時点では、同機構の評議員ではあったが、証言や提出資料から、片山氏は評議員の立場としてではなく兵庫県副知事の立場として訪問し、外郭団体の見直しの一環として副理事長解任の通告を行っている。</p> <p>特に今回対象となった副理事長は、県職員や県職員OBではなく、本県の創造的復興に大変貢献してきた外部有識者であるため、仮に震災30年を前にしたタイミングで役職を整理するのであれば、なおさら今回のような副知事による通告は大変失礼な行動であることは自明であり、まずは知事自らが理事長に相談する等、より丁寧な対応が必要であったと考えられ、組織再編や人員削減を急いだ感が拭えない。</p> <p>また、同機構の成り立ちとこれまでの4人の副理事長体制で運営されてきたことを踏まえ、震災30周年を前にして突然、副理事長2人体制にすることについて、合理的理由を見出せない。</p> <p>なお、憶測・伝聞による誹謗中傷を含む内容、あるいは全体的に推測が多く、事実として認定するのは難しいとの意見もある。(公県共)</p>	<p>知事当局に以下のことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県関連団体の人事制度についてのルール明確化、運用の透明化を図ると同時に団体との丁寧なコミュニケーションに努めること。 ・公社や外郭団体の再編や人員削減においては、憶測や不信感が生まれないよう、対象団体の状況を公平公正に判断し、当事者をはじめ関係者に十分理解いただくよう努めること。特に、今回対象となった副理事長は、本県の創造的復興に貢献してこられた外部有識者であるため、仮に震災30年前のタイミングで役職を整理しなければいけない状況であれば、まずは知事自らが理事長に相談する等、より丁寧な対応を心がける姿勢が求められる。
	<p>《凡例》</p> <ul style="list-style-type: none"> 自民 紫 維新 茶 公明 赤 県民 緑 共産 水色 無所属 オレンジ 委員長 黄色網掛け 		

② 令和3年の知事選挙における県職員の事前選挙活動について

	認められる事実	事実に対する評価	提言
統合案	<p>①について、〇〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇氏が令和3年の知事選に際しての投票依頼などの事前運動や選挙公約の作成に関わったということ、〇氏が他の自治体職員を恫喝したということは確認できなかった。</p> <p>②について、〇〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇氏については昇任が早かった者もいるが、論功行賞によって昇任がトントン拍子だったということは確認できなかった。</p>	<p>令和3年の知事選挙における県職員の事前選挙活動等について、〇〇氏、〇〇〇氏、〇〇氏、〇氏のいずれも事前選挙活動等を手伝ったことを否定しており、違法行為は認められなかった。</p> <p>また、4氏がいずれも県重要施策の重要ポストに就任していること、なおかつ、短期日で昇任していることが認められる者がいることからの推測による記載と思われるが、知事選挙を手伝ったことによる論功行賞があったということについては、知事選挙前、すでに〇〇氏は県民センター長、〇〇〇氏は本庁次長級となっており、「トントン拍子に昇任」とまで言えるかどうかはわからない。〇〇氏の部長級への昇任、〇氏の次長級への昇任が早かったことは事実であるが、論功行賞によるものという証言は確認できなかった。したがって、この件にかかる「論功行賞」や「人事のルール無視」といった文書の記載内容や違法行為を裏付ける証言は得られなかった。</p> <p>なお、文書に名前が出てくる職員の違法行為は認められず、憶測による誹謗中傷を含む内容であるとするとの意見もある。(公) (県) (共)</p>	<p>特になし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>《凡例》</p> <p>自民 紫</p> <p>維新 茶</p> <p>公明 赤</p> <p>県民 緑</p> <p>共産 水色</p> <p>無所属 オレンジ</p> <p>委員長 黄色網掛け</p> </div>

③ 次回知事選挙に向けた投票依頼について

	認められる事実	事実に対する評価	提言
統合案	<p>令和6年2月（令和5年度下半期）に齋藤知事が、齋藤カラーをある程度出せたということで、経済団体の商工会・商工会議所を令和6年度当初予算概要や経営指導員見直しの説明のため訪問し、それに〇〇氏が随行していたことは確認できたが、次回知事選挙時の齋藤知事への投票依頼であったかは確認できなかった。</p>	<p>原田氏は商工会・商工会議所の訪問目的は令和6年度当初予算等の説明であるとして、投票の依頼を目的としたものであることを否定している。この件にかかる文書記載の違法行為を裏付ける証言等は確認できなかった。</p> <p>なお、齋藤氏及び〇〇氏の違法行為は認められず、憶測・伝聞による誹謗中傷を含む内容であるとの意見もある。維公県共</p>	<p>特になし</p> <div data-bbox="2436 510 2748 982" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>《凡例》</p> <p>自民 紫</p> <p>維新 茶</p> <p>公明 赤</p> <p>県民 緑</p> <p>共産 水色</p> <p>無所属 オレンジ</p> <p>委員長 黄色網掛け</p> </div>

④ 知事が贈答品を受け取っていることについて

認められる事実	事実に対する評価	提言
<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3/21の知事協議の時点で、原田氏はメーカーからコーヒーマーカーを受け取っていたが、返却していなかったことを齋藤知事に謝罪した。この謝罪があったことを片山氏、小橋氏、井ノ本氏も認めている。 ・一方、齋藤知事は、原田氏がコーヒーマーカーの返却を失念していたことを謝罪したことや「早く返しなさい」という指示をした記憶はないと証言しており、認めていない。 ・齋藤知事がコーヒーマーカーを受け取ったことは確認できなかった。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロードバイクは県に無償貸与されていた。この無償貸与については、井ノ本氏のアレンジによるものであるということは確認できなかった。 ・特定の営利企業との包括協定は、企業にとっては絶対的PRとなり、その見返りとしてのロードバイクの贈呈となると完全な贈収賄であることは確認できなかった。 <p>③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県として市川町から仕掛品（製造工程ごとの金物一式）とアイアンクラブ1本の贈呈を受けて、知事室に飾っていた。 ・齋藤知事が個人として市川町からアイアンクラブをもらったことは確認できなかった。 ・片山氏は県内商工会から、アイアンクラブ（SW, AW 6万円相当）を受け取っている。 <p>④について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定企業との癒着は確認できなかったものの、 齋藤知事は、スポーツウェアをスポーツメーカーから無償貸与してもらっている。 <p>⑤について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視察先やカウンターパートの企業を選定する際のリストに役得の記載があるということは確認できなかった。 <p>⑥について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・齋藤知事は、秘書課の職員だけが差し入れられたものをもらえるのはどうかという判断があり、自分が持ち帰っていると証言しており、土産の多くは齋藤知事が持ち帰っている。また、齋藤知事は県のPRとして下記物品を受け取り、また、長期貸与を受けていた。 <p>椅子とサイドテーブル、姫路城のブロック、スポーツメーカーの靴、海苔、蟹、牡蠣、日本酒、岩津ネギ、淡路玉ねぎ、播州織の浴衣・ジャケット・ネクタイ、スポーツチームのユニフォーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県として、齋藤知事が受領した物品全てについて把握できていなかった。 ・齋藤知事が、出張先で地元の首長や利害関係人を陪席させて、飲食代を支払わせるということは確認できなかった。 ・知事から提出のあった物品一覧表によれば、知事はユニフォーム（サッカー）4着、ユニフォーム（バスケットボール）2着、ユニフォーム（バレーボール）2着、ユニフォーム（ラグビー）3着、ユニフォーム（野球）1着、Tシャツ5着、ジャージ（秋冬用）、ジャージ（春夏用）、シューズ3足、コート2着、ポロシャツ、播州織ジャケット2着、播州織浴衣、法被（鏡開き用）2着等を受け取っており、その中には特定企業のものも含まれている。 <p>なお、③④⑥については下記の意見もある。</p>	<p>例1のコーヒーマーカーについては、原田氏が、3月21日の協議時点で返却していなかったことを報告し謝罪していることを証言し、片山氏、小橋氏、井ノ本氏もそのことを裏付ける証言をしているが、齋藤知事は報告を受けたことの記憶はないと証言しており、証言に食い違いがある。また、部下である原田氏が事業者からコーヒーマーカーの送付を依頼したという状況は、齋藤知事が自分の支配下にコーヒーマーカーをいつでも使用又は処分できる形で保管していたと外形的に見れば、齋藤知事が受け取っていたとみられても仕方がない。</p> <p>また、「貰い物は全て独り占め」という記載に関しては、齋藤知事は、秘書課の職員だけが分けてもらえるという問題を起こさないため自分がその多くを自宅へ持ち帰ることを認めており、贈答品のPR等がなく個人として消費していたと捉えられても仕方がない行為もあったと言わざるを得ない。こうした行為が「おねだり」との憶測を呼んだことは否定できない。</p> <p>したがって、文書の記載内容については、一部で事実誤認や憶測も含まれてはいるが、一定の事実が記載されており、虚偽の内容とまでは言えない。</p> <p>また、県の規定がない無償貸与の浴衣やスポーツウェアに公費からクリーニング代を支出していたことも不適切であったと言わざるを得ない。</p> <p>なお、下記の意見もある。</p> <p>コーヒーマーカーについては齋藤氏が受領していないことや他の贈答品について県産品のPRを行う上で必要かつ社交儀礼上許容される範囲の物品受領に留まり、違法行為は認められなかった。</p> <p>元西播磨県民局長が陳述書で述べているとおり憶測・伝聞により作成されており、誹謗中傷を含む内容である。 公 県 共</p>	<p>知事当局に以下のことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・齋藤知事が県産品のPR目的あるいは社交儀礼のために、贈答品を受け取ることは理解できるが、県民や職員に疑念を抱かせないためにも贈答品に関するルールづくりが必要である。 この点については、昨年4月4日付けの職員公益通報事案の調査結果及び公益通報委員会の審議等を踏まえ、12月11日に「県民の信頼確保に向けた改善策の実施」の中で物品受領ルールの明確化が記者発表されており、一定の措置が講じられているが、知事側から求めること（贈答品の要求および打診）の禁止までには踏み込んでいない。また、受け取らない一定の基準を客観的（金額等）に示すことも必要と考えられる。 ・加えて接待対応についてのルールの明確化も図るべきである。 ・ルール遵守を担保するために報告や検証を徹底し、県民からの信頼を得られるよう努めるべきである。 ・齋藤知事には、社会的影響力の大きい県知事という立場にありながら、贈答品を受け取ることや贈答品を要求したと受け取られかねない言動があり、県行政に及ぼす影響を常に意識する姿勢が求められる。 <p>なお、今後も同様の事案が発生した場合は、早急に事実確認を行い事実でない誹謗中傷であることが判明した時点で、県職員及び県内企業への被害が広がらないよう、文書発出者の特定を速やかに実施し文書の拡散防止措置、および懲戒処分等の対応をとることを求めるとの意見もある。 公 県 共</p>

原文に戻しました

《凡例》

自民	紫
維新	茶
公明	赤
県民	緑
共産	水色
無所属	オレンジ
委員長	黄色網掛け

統合案

- ・齋藤氏が個人として市川町からアイアンクラブをもらったことは確認できず、また地方交付税の算定などに見返りを行った事実やX氏が齋藤氏から冷遇されている事実は確認できなかった。
- ・齋藤氏がスポーツウェアをスポーツメーカーから無償貸与されていたが、特定企業との癒着は確認できなかった。
- ・土産の多くは齋藤氏が持ち帰っているが、自宅に贈答品が山のようには積まれているといったことは確認できなかった。

⑤ 知事の政治資金パーティー実施にかかるパーティー券の購入依頼について

	認められる事実	事実に対する評価	提言
統合案	<p>① について</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年7月の齋藤知事の政治資金パーティー実施のために、パーティーの運営やパーティー券販売を齋藤知事は片山氏へ依頼したことは事実だが、県下の商工会議所、商工会に対して経営指導員の定数削減を仄めかせて圧力をかけたという事実や保証業務を背景とした購入依頼は確認できなかった。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> 県信用保証協会幹部は片山氏の指示のもと、片山氏がお願いした全18商工会議所等へ政治資金パーティー実施のために名簿を集めに行っており、その際に信用保証協会の名刺を差し出していた。 商工会議所訪問の際、「できる範囲で購入をお願いします」とパーティー券購入を依頼した。 片山氏から県職員OBが齋藤知事の後援活動の責任者を依頼され、交換条件として異例の抜擢をされたということは確認できなかった。 <p>なお、②について下記の意見もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県信用保証協会幹部は片山氏の指示のもと、商工会議所等へ政治資金パーティー実施のために名簿を集めに行っており、その際に信用保証協会の名刺を差し出していたが、保証業務を背景とした購入依頼は確認できなかった。 特定企業への利益供与は確認できなかった。 	<p>令和5年7月の齋藤知事の政治資金パーティーについて、パーティーの運営やパーティー券販売を片山氏へ依頼したこと、片山氏が県信用保証協会理事長はじめ協会幹部に、政治資金パーティー実施のために商工会議所等へ名簿を取りに行かせたこと等は確認できたが、商工会議所や商工会に対して経営指導員の定数削減を圧力にパーティー券を購入させたという事実は確認できず、文書に記載の該当箇所は事実誤認の可能性もある。</p> <p>次に、信用保証協会幹部によるパーティー券購入依頼については、幹部が信用保証協会の名刺を差し出し、「できる範囲で購入をお願いします」と商工会議所に依頼している。名簿を受け取りに行く際に、私用車の使用と休暇を取得していることには一定の認識があると思われる半面、面談の際に信用保証協会の名刺を差し出していることに対しては、経済界に影響力のある信用保証協会幹部という立場を踏まえると、商工会議所は事実上、信用保証協会の幹部からの申し出を断りにくいという側面も容易に想像できる。</p> <p>さらに、片山氏が信用保証協会幹部に、県職員OBが理事長職などに就いているからといって、安易に政治資金パーティーのチラシ配布先名簿の収集を依頼したことは、個人に対するものとの証言があったが、相手方へ信用保証協会の身分を示したうえで、商工会議所と接触している以上、これら一連の行為は不適切であり、保証業務を背景としたパーティー券購入依頼があったと受け取られる可能性は否定できない。県信用保証協会理事長が「OBとして活動しているので問題ないと思っていたが、信用保証協会理事長という立場では軽率だった」と認めているように、経済界に影響力のある立場を利用して疑念を抱かれる行動をとっていたことは否めない。</p> <p>一方、これら政治資金パーティーへの協力により、人事面での厚遇を得たという事実や「なにがしかの利益供与」は確認できなかった。</p> <p>以上のことから、文書の内容には一部で事実誤認や憶測も含まれているが、一定の事実が記載されており、虚偽の内容とまでは言えない。</p> <p>なお、下記の意見もある。</p> <p>ボランティアとしてパーティー券の販売に関与するなかで、自家用車を使うなどボランティアで行っていたことが推認できる事実はあるものの、信用保証協会の名刺を手渡すなど配慮に欠ける部分があった。</p> <p>信用保証業務を背景としたパーティー券の販売については否定されており違法行為はなかった。</p> <p>公 県 共</p>	<p>知事当局に以下のことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政治資金パーティーの購入依頼にあたっては片山氏から県職員OBを頼っているが、結果的に県職員OBが外郭団体等の幹部の立場を利用していると疑われることがないよう、知事選挙に関する県職員OBを対象としたルールづくりが必要である。 知事選挙に関して、選挙前から法令順守、コンプライアンスの徹底は当然だが、政治資金パーティー等は、後援会政治活動であり明確に立場を区別して行うことが必要である。 県関連団体の倫理規定は一般職を対象としているが、役員も含めた政治活動や選挙活動に関わる倫理規定等を定めること。 <p>なお、今後ボランティアでのパーティー券販売においては、個人としての名刺を手渡すなど違法行為と疑念を抱かれないようより一層の配慮を行うことを求める。</p> <p>なお、今後ボランティアでのパーティー券販売においては、個人としての名刺を手渡すなど違法行為と疑念を抱かれないようより一層の配慮を行うことを求めるとの意見もある。</p>

後援会活動 or 政治活動

《凡例》

自民 紫

維新 茶

公明 赤

県民 緑

共産 水色

無所属 オレンジ

委員長 黄色網掛け

⑥ 阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫等からのキックバックについて

	認められる事実	事実に対する評価	提言
統合案	<p>事実経過</p> <p>当初、大阪府と兵庫県合わせて5億円を想定し、個人向けのクラウドファンディングと企業協賛の募集を開始した</p> <p>11/ 9(木) 産業労働部から財政課に中小企業経営改善・成長力強化支援事業について1億円で予算要求資料を提出</p> <p>11/10(金) パレード委託業者より見積額が6.5億円と提示されるが、現状の収入額と大きな乖離があった</p> <p>11/14(火) 大阪府より不足額の2,000万円を確保するよう依頼があった</p> <p>11/16(木) 片山氏から事業廃止に向け事業をソフトランディングできるよう、事業費を1億円から4億円程度に増額するよう財政課に指示があり産業労働部に伝達され、産業労働部から財政課に3.75億円で積算資料が再提出された</p> <p>11/17(金) 片山氏より協賛金依頼は11/20までにする旨のメールがあり、U証人は11/14の2,000万円の件は目途がついたと受け取ったその後、大阪府より更に追加で2,000万円を確保するよう依頼があった</p> <p>11/20(月) 片山氏が信用金庫理事長に連絡</p> <p>11/21(火) 片山氏が信用金庫理事長に面談し、協賛金の取りまとめを依頼した。各行に依頼するに当たり目安の金額が必要であるため、理事長が総額で1,000万円か2,000万円かと聞いたところ、片山氏から2,000万円いただけるとありがたいと発言があり、2,000万円を目標に理事長から各信用金庫に協力を依頼した 知事査定で事業費を4億円で計上するよう指示があった</p> <p>11/22(水) 理事長から各信用金庫が了解したとの報告があり、11/17に大阪府から依頼のあった2,000万円確保の目途がついた</p> <p>11/23(木) パレード当日 なお、信用金庫からの協賛金はパレード終了後に入金された</p>	<p>パレードの事業費は6.5億円にまで増えたが、収入面では、資金調達が難航し、パレード後も継続して資金調達をする異常な状況に追い込まれていた。</p> <p>収入確保が危機的状況であったところ、大阪府から11月14日に2,000万円、11月17日に2,000万円の合計4,000万円の収入確保を追加で依頼され、片山氏が11月21日に懇意にしている某信用金庫の理事長を訪問し、県内信用金庫(11行)への協賛の取りまとめを依頼している。その際に、各行に依頼するに当たり目安の金額が必要であるため、理事長が総額で1,000万円か2,000万円かと聞いたところ、片山氏から2,000万円いただけるとありがたいと発言があり、2,000万円を目標に各行に依頼した結果、11月22日に全信用金庫から協賛金の子承を得ている。</p> <p>一方で、産業労働部が所管する中小企業経営改善・成長力強化支援事業については、令和5年度12月補正で1億円の予算要求書が11月9日に財政課に提出されたが、11月16日に片山氏から財政課へ4億円程度に増額するよう指示が出され、最終的には11月21日の知事査定において4億円とするよう指示があった。</p> <p>以上の信用金庫への協賛金依頼と補助金増額の関連性(文書ではキックバックと表現)については、11月14日に大阪府から2,000万円の収入確保を依頼された後、片山氏がパレード直前に信用金庫へ協賛金の協力を依頼し、2,000万円の協賛金を集めた時期が県補助金が増額された時期と符合することや広告も出せないなど何のメリットもない中で2,000万円もの協賛金への協力が1日でとりまとめられ、パレード後に入金されていることから疑念はあるが、当事者である片山氏をはじめ原田氏らは否定、信用金庫の理事長も協賛金への見返りを求めたことはないと否定している。</p> <p>次に、便宜供与の見返りについては、所管部局の証言では、委託業者がパレードバスの選定を行ったこと、そもそもパレード用のバスを所有している企業がほかがないことなどから、否定している。</p> <p>パレード担当課長の業務内容については、そもそもパレードに不正行為はなかったと証言があった。</p> <p>ただ、大阪府、委託業者、警察等の関係者との調整の中で様々な課題が生じていたことや、上司から責任感が強いと証言があった課長はいつも朝早くに出勤し、夜は最後まで残って業務に携わっており、責任感がある課長がパレードを離れたいと申し入れする事態は、極限の精神疲弊状態と言える。</p> <p>したがって、文書の記載内容については、一部で事実誤認や憶測も含まれてはいるが、一定の事実が記載されており、虚偽の内容とまでは言えない。また、公金横領や公費の違法支出は認められなかったものの、キックバックや見返りとしての寄付集めについては疑念を持たれても仕方がない。</p> <p>本件については、背任容疑の告発状が受理されており、県民からの信頼を回復するために捜査当局の厳正な対応が求められている。</p> <p>なお、下記の意見もある。</p> <p>公金横領、公費の違法支出は確認できなかった。</p> <p>齋藤氏、片山氏、文書に名前が出る県職員及び県内企業の違法行為は認められず、憶測・伝聞による誹謗中傷を含む内容である。維公県共</p>	<p>知事当局に以下のことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な事業やイベントを行う場合は、現場から上層部へ現実的な企画立案をもとにした協議を行うことが重要であり、知事や幹部の発案については、現場レベルでの実現可能性(明確な事業目的、十分な準備期間、入念な資金計画)の検討を行ったうえで意思決定することが不可欠であり、計画通りに進まなかった場合は、柔軟に軌道修正すること。 ・県幹部が利害関係のある企業団体に寄附金や協賛金を依頼するにあたっては、行政運営に不信感を抱かれないよう細心の注意を払うこと。
	<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11/13時点で、6.5億円の見積額に対し、クラウドファンディングや企業からの寄附で募った金額が3.2億円で必要額を大きく下回っていた。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用金庫への県補助金が片山氏や齋藤知事の指示により増額された。 ・片山氏がパレード直前に信用金庫へ協賛金の協力を依頼し、2,000万円の協賛金を集めた。 ・県から信用金庫への補助金を募金としてキックバックさせたということは確認できなかった。 <p>③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業が便宜供与の見返りとして寄付集めをしたということは確認できなかった。 <p>④について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パレードを担当した課長が不正行為に関わったことは確認できなかった。 ・県は大阪府、広告会社とパレード開催に向けて、難しい調整を行っていた。担当課長は1月下旬から病休を取っていた。 	<p>認められる事実と重複のため削除</p>	
			<p>《凡例》</p> <p>自民 紫</p> <p>維新 茶</p> <p>公明 赤</p> <p>県民 緑</p> <p>共産 水色</p> <p>無所属 オレンジ</p> <p>委員長 黄色網掛け</p>

⑦ 知事のパワーハラスメントについて

	事実に対する評価	提言
<p>認められる事実</p> <p>知事のパワーハラスメントについて</p> <p>⑦ 齋藤知事は、令和3年9月頃、朝刊に載っていた尼崎のフェニックス用地に万博資材の運搬拠点を設ける方針を固めたという記事について、「こんな話は聞いていない」と机をたたきながら声を荒げて怒った。</p> <p>⑧ 令和5年5月、施設の開設について、齋藤知事に説明したところ、「こんな話聞いていない」と叱責があり、令和5年当初予算の記者発表資料を見せたところ、「これで知事が知っていると思うなよ」ということで強い叱責が再びあり、開所式のスケジュールを変えざるをえなくなった。</p> <p>⑨ 齋藤知事は、令和4年10月のイベントで、更衣室に知らない男性がいたため驚いて、事前に確認して更衣室を用意しておくべきだったのではないかと職員に注意した。</p> <p>⑩ 齋藤知事は、県幹部職員に対し、令和5年11月の東播磨地域づくり懇話会において、エントランスにつながる通路の車止めの手前で知事公用車が停車して齋藤知事が降りてきた時に、「なんでこんなところに車止めを置いたままにしているんや」と怒鳴った。県幹部職員は、非常に強い叱責のため頭の中が真っ白になった状態で車止めを移動させた。齋藤知事は、県幹部職員が車止めを移動させた後も非常に強い叱責をした。県幹部職員は、社会通念上、業務に必要な範囲の指導とは思わず、理不尽な叱責を受けたと感じた。その後、齋藤知事が会場を後にする際、県幹部職員に対し、謝罪やねぎらいはなかった。</p> <p>⑪ 齋藤知事は、片山氏に対し、令和6年3月上旬頃、県立大学の無償化の国会議員等への根回しに、すぐ動くようにと言われたことを忘れていたことに怒り、アクリル板に向けて付箋を投げた。</p> <p>⑫ 齋藤知事は、所管課長に対し、令和5年1月の知事協議の際に、政調会資料に記載のあった所管事業が朝刊に載っていた記事を見て、「大阪府と連携すると書いている。これ聞いてへん。この事業は知事直轄なんだから勝手にやるな」と、かなり厳しい口調で叱責し、「やり直し」と所管課長を知事室から退室させた。所管課長は再度、齋藤知事に説明しようとして何度か秘書課に伝えたが、説明できなかった。所管課長は1年で異動した。</p> <p>⑬ 齋藤知事は、2023年度、複数の幹部職員との間で、全部で4,885件のチャットのやり取りをし、そのうち約44%の2,165件が夜間や休日に送られた。</p> <p>なお、⑦⑧⑨⑩の事実はあったが、叱責を受けた職員はパワハラと認識しておらず、⑪⑫については事実として確認できなかったとの意見もある。⑬⑭</p>	<p>齋藤知事が、執務室や出張先で職員に強い叱責をしたことは事実と評価でき、文書内容は概ね事実であったと言える。</p> <p>齋藤知事が「業務上必要な範囲で指導や注意をした」との証言に対して、叱責を受けた側の証言では、事情を確認されることなく「社会通念上必要な範囲とは思わなかった」「指導として必要のない行為」「理不尽な叱責だった」、「県職員になってこれまでにないというぐらいの叱責を受け」や、「県庁職員の生活の中で、机をたたいて怒鳴られたというようなことが初めてだった」、他の職員がいる前で「頭が真っ白になるほどの叱責」、さらに「異動させられるという予感のもと実際に1年で異動させられ理不尽と感じた」等の証言があったことを踏まえると、「パワハラを受けた」との証言は無かったものの、パワハラの実態である「①優越的な関係に基づいて（優位性を背景に）行われること、②業務の適正な範囲を超えて行われること、③身体的若しくは精神的な苦痛を与えること又は就業環境を害すること」の全てに相当する可能性があり、パワハラに近い不適切な叱責があったと言わざるを得ない。また、齋藤氏から「社会通念上の度を越えていたことはないという意味で、暴行罪であったりとか、そういった意味での行動はしてない」との証言があったが、暴行罪にあたらぬからといって社会通念上の度を越えていないということにはならず、法令を遵守することが求められ、規範を示す立場である行政のトップとして信じがたい発言であり、パワハラに対する規範意識が低いと感じざるを得ない。</p> <p>県事業がテレビで取り上げられた件であるが、県の事業は膨大にあるため、テレビで知事の知らないことが取り上げられることもあり、「聞いていない」ことを理由に職員を叱責することは妥当性を欠いた行為である。仮に叱責することがあるとすれば、テレビでの県職員の説明に大きな過失があり、県に損害を生じさせる恐れがあった場合などである。</p> <p>知事協議の際の叱責の件であるが、部局の説明をよく聞いていない、あるいは聞いていても失念していると思われる事業に対して、全く知らないということで、説明する機会も与えずに「聞いていない」と叱責するとの証言が複数あったことから、事業への関心の度合によって、理解度に差が生じていると思われる。また、部局の説明時に齋藤知事は別のことをしているなどで説明を真剣に聞いていないと感じたとの証言があったことも踏まえ、どの事業も同じ目線で担当課の説明を聞くという姿勢が欠けており、トップとしての対応に疑問が残る。</p> <p>考古博物館で20m歩かされた件に関連して、齋藤知事の発言から行程管理を重要視していることは理解できる一方で、齋藤知事自身が朝の予定時間によく遅れてくる、またその際に謝らないこともあるとの証言もあることから、部下には高い水準を課しながら、自分はその基準を守らず特別扱いとする態度は、公平性と信頼を損なう言動であり、本来は模範となるべき知事の取る言動ではない。また、齋藤知事は車から降りるなり、対応した職員に対し、車止めをしている理由を聞くこともなく、大声で叱責をしている。職員からすれば、車止めを入り口から20m離れたところに設置したことは会場施設のルール上やむを得ないものであり、車止めを認識した後も強い叱責することは不合理であり、極めて理不尽な叱責である。</p> <p>叱責の際に付箋を投げる行為は、知事という県のトップであるという立場等に鑑みると、投げたものの形状にかかわらず、その行為自体威圧的なものであり、副知事その他職員を委縮させるものである。齋藤知事の非常に強い叱責や理不尽な言動によって、職員が齋藤知事に付度せざるを得ず、救護室・授乳室を知事の控室にしたり、車両が通行できない範囲に知事公用車を通行させる等、ルールに則った県民本位の職務遂行が叶わなくなっている面があり、極めて深刻な事態が確認できた。</p> <p>また、強い叱責を受けた当事者本人の就業環境に明らかな影響がなくとも、実際に見聞きしている同僚への心理的負担や組織の閉塞感につながり、適切な職場環境を構築すべき組織のトップの立場の言動としては極めて不適切である。就業環境が不快なものとなったために能力の発揮に重大な悪影響が生じることも当然考えられる。</p> <p>さらに、職員の証言や提出資料によると、齋藤知事から幹部職員へのチャットの数は膨大なもので時間外や休日問わず頻繁に送られていた。1年間に複数の幹部職員との間で夜間、休日などの業務時間外のチャット数は2,165件とは多く、その内容については業務上必要性が認められるものもあるが、夜間や休日に送信しなくても問題ないと思われるものもあった。もっとも、夜間、休日の送信頻度や「返信不要」などの配慮がないこと、チャットでの反応がない時に関係職員に業務時間外に電話をかける行為もあり、緊急性を要しないにもかかわらず、夜間や休日にクイックレスポンスを求めることは働き方改革が求められる今日において、前時代的な仕事のやり方であると言わざるを得ず、業務の適正な範囲を超えたものであり、返事などしなければならぬ職員は十分に休息が取れないことは思料され、就業環境を害されているといえる。また、チャットのグループ内で叱責するなど一部の内容については、職員らの過度な精神的負担になっていたと考えられる。</p> <p>以上のように、知事の言動、行動については、「『県民のため』の県政を推進する上で不必要な『知事自身のため』の理不尽な叱責があったことは明白であり、世間一般的な労働者の感じ方からすると、パワハラ</p>	<p>証言からもあるように、明らかに業務上必要な叱責ではなかったことが認められるが、齋藤知事は「業務上必要な範囲で指導や注意をした」との認識を変えていない。業務上必要な範囲ではない、不適切な指導が複数あったということをまずは知事自身が認めることが重要であり、自身にパワハラを受け止められるような行動性向があることを認識し、知事は言動を真に改める姿勢を持たなければならぬ。</p> <p>一方で、昨年4月4日付けの職員公益通報事案の調査結果及び公益通報委員会の審議等を踏まえ、12月11日に「県民の信頼確保に向けた改善策の実施」の中でハラスメント研修の充実として組織マネジメント力向上特別研修の実施が是正措置として記者発表されており、一定の措置が講じられており、是正する必要があるとの認識が示されていると考えられる。</p> <p>また、知事、副知事などの特別職を含め管理職等のアンガーマネジメント研修も行い、風通しの良い職場環境が確立できているか定期的に検証する仕組みを取り入れることを提言する。</p> <p>チャットやメールについては、特に夜間や休日に指示をする際には、緊急性を要する用件のものに限り、緊急性がないチャットやメールは送信しないなど取り扱いを定めること。</p> <p>齋藤知事は、組織のトップとして、自身の言動が組織に及ぼす影響を常に意識するとともに、多様な意見に耳を傾けることで率先して働きやすい職場づくりに努めてもらいたい。</p> <p>さらに、叱責した職員の意向や人権に配慮しつつ、話し合いや謝罪の機会を作ることを検討すべきである。</p>

統合案

《凡例》	
自民	紫
維新	茶
公明	赤
県民	緑
共産	水色
無所属	オレンジ
委員長	黄色網掛け

ラ行為と言われても仕方がない。	なお、パワーハラスメントの定義は（ア）優越的な関係を背景とした言動、（イ）業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、（ウ）労働者の就業環境が害されるものであり、その認定には高度な法的知識を必要とするため認定が困難であり、司法の判断に依るべきとの意見もある。公 県 共
-----------------	---

⑧ 公益通報者保護法について

ア 認められる事実 事実経過

3/25(月)	片山氏らが元県民局長及び職員2名の聞き取り調査を実施した。片山氏は元県民局長の調査の際、公用パソコンに私物USBがあったが、取り外すように指示し、公用パソコン1台だけを県庁に持ち帰った。なお、職員1名の私物スマートフォンのLINEの調査も行った。 元県民局長から人事当局に電話があり、自分単独で作成し、噂話をまとめたもので、周囲の者を巻き込まないよう要請があった。
---------	---

	事実に対する評価	提言
統 合 案	<p>1 公益通報者保護法違反について</p> <p>(1)外部公益通報</p> <p>ア 元県民局長は、議員、マスコミ（マスコミに配ったからといって直ちに伝播性が認められることにはならない[奥山参考人]）、警察の特定の者に文書を配布している。</p> <p>知事は真実相当性が認められないと再三説明をしているが、公益通報に当たるか否かは真実相当性は関係がなく、保護要件にとどまる。</p> <p>イ 元県民局長の公用メール及び公用パソコンに保存された資料に基づき、クーデターや転覆といった言葉が並んでいたことや、元県民局長作成の人事案や知事を貶める資料があったことなどをもって、文書配布は不正な目的の行為にあたり、公益通報ではないと判断したという証言がある。しかし、当該文書入手（3/20）、協議時点（3/21）ではまだ公用メール及び公用パソコンの調査は行われておらず、時系列としておかしい。仮に公用メール及び公用パソコンの調査も含めて3月22日に作成者の特定を開始したことの正当性を主張するのであれば、公益通報者保護法に基づく指針に定められた「通報者探索防止措置」は事実上意味がなくなり、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関がとってよい行為とは考えられない。</p> <p>なお、人事当局は特別弁護士に相談の上、不正の目的があったと判断したことはないと言明しており、県として不正の目的があったと公に認めていない。また、結城参考人によると、「専ら」公益を図る目的の通報と認められる必要はなく、交渉を有利に進めようとする目的や事業者に対する反感などの目的が併存しているというだけでは、「不正の目的」であるとは言えず、不正目的の認定は慎重に行う必要があるとしている。</p> <p>ウ 「通報対象事実」については、阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫からのキックバックについて、刑法の背任行為として刑事告発され県警に受理されており、通報対象事実として認定できる可能性がある。</p> <p>以上のことからすると、今回の調査では、元県民局長が齋藤県政に不満を持っていた事情は窺えるものの、元県民局長は今回の文書作成については後輩職員のためを思い行ったと主張しており、人事課調査による判断と同様に、不正な目的であったと断言できる事情はないと考える。</p> <p>よって、元県民局長の文書は公益通報者保護法上の外部公益通報に当たる可能性が高い。</p> <p>(2)体制整備義務違反</p> <p>公益通報者保護制度を所管する消費者庁は、公益通報者保護法に基づく指針第4の2(1)及び(2)は内部通報した場合に限定せずに、処分等の権限を有する行政機関やその他外部への通報が公益通報となる場合も公益通報者を保護する体制の整備が求められるとしている。</p> <p>県の初動は、文書内容の調査をせずに通報者の特定を行うなど、事業者がとるべき措置を怠り、現在も違法状態の可能性が高い。</p> <p>なお、齋藤知事は県の特別弁護士に相談し5月の懲戒処分に関する法的問題はないとの見解を得ているとしているが、今国会に提出された公益通報者保護法の改正案では、通報者への懲戒処分について、1年以内であれば通報を理由にされたと推定され、事業者には3,000万円以下の罰金が科されることとなっている。</p> <p>2 行政として取るべき対応</p> <p>(1)初動対応</p> <p>ア 3月21日の協議時点で齋藤知事及び参加者は当該文書を誹謗中傷の文書であると認識しており、公益通報の議論はなかったという証言があることから、初動対応において公益通報に関する認識はなかったと考えられる。そのため、3月22日には作成者の特定のために元県民局長らの公用メールの調査等に着手し、3月25日に作成者を元県民局長と特定、3月27日には知事が記者発表で本人が認めていなかったにもかかわらず事実無根だと認めているような発言のほかにも「公務員失格」と通報者を侮辱するような発言をしている。</p> <p>しかし、当該文書の内容は全くの事実無根とは言えないため、齋藤知事らは公益通報に該当しうるかもしれないという前提に立ち、作成者の特定を行う前に、まずは当該文書の内容の調査を行うべきであった。</p> <p>また、3月27日の会見で県民局長の職を解き、通報者を公表したことは、告発者潰しと捉えられかねない不適切な対応であった。同日に元県民局長から告発文にある内容を精査してから対応して欲しいと片山氏に要請があったが、この時点から内部公益通報としての手続きが必要であった。</p> <p>イ さらに言えば齋藤知事は当事者である自分たちだけで当該文書が公益通報に該当するか否かを判断するべきではなかった。それが法令を遵守することは当然のことながら、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関がとる立場であると言える。</p> <p>ウ また、結城参考人によると、公益通報事案については、受付、調査、是正措置等の対応全てを通じ、不利益取扱い、範囲外共有、通報者探索が禁止され、これに違反すると体制整備義務違反状態となるため、調査結果が判明する前にこれらの扱いをすることは許されないし、調査結果が判明し、たとえ通報者の指摘する事実関係が認められなかったとしても、これらの扱いをすることは許されないとしている。加えて、書面調査を実施した高特任教授も同様の認識を示すとともに、告発の対象となった権力者が通報者探しを指示する場合、あるいはそれを承認する場合、その者の責任も厳しく問われるとの見解を示している。</p> <p>さらに、本年2月18日の衆議院総務委員会で政府参考人は、法定指針の1号通報の対応体制において、事実に関係する者の公益通報対応業務に関与させない措置を求めているが、一般論として外部から不正行為について指摘された事業者は、自らが行う調査、是正に当たり、事実に関係する者を関与させないことなど、適切な対応がとることが望ましいと答弁している。</p> <p>当該文書の当初の調査は、当事者である齋藤知事の指示の下、同じく当事者である片山氏が中心となって行っているが、調査は当事者が関与せずに行うべきであったと考えられる。通常であれば、このような案件の調査は人事課や各部総務課が調査を実施することになるが、今回のような知事及び県幹部が当事者である場合は県以外の第三者に調査を委ねるべきであった。そのことが調査の過程及び結果の客観性・公平性・信頼性を高めることになる。県当局は結果的に第三者委</p>	<p>提言</p> <p>法令を遵守するだけでなく、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関が、公益通報の認識もなく、また、後になって公益通報に該当しないから問題ないと主張して懲戒処分まで行ったことは大変遺憾であり、県当局は責任の重さを痛感すべきである。</p> <p>今後は、県行政・県組織の不正行為や違法行為に関する告発に対しては、常に公益通報の可能性を念頭に対応することが求められ、知事を含めた幹部が公益通報者保護法に対する理解を深める機会を定期的に設けることが不可欠である。体制整備に関しては、指針第4に掲げる内部公益通報対応体制の整備は当然のことながら、外部公益通報に対応できる体制づくりを進める必要がある。あわせて、告発の調査に当事者は関与しないこと、通報者探索及び範囲外共有等は行わないことの明確化が必要である。今後、受付段階、調査段階、是正措置等において、告発者の不利益処分が行われていないか、第三者による常設の検証機関の設置が必要。知事、副知事をはじめ組織の長は、就任にあたり、公益通報者保護法及び個人情報保護法に関する研修を受講するなどして、法の趣旨や責務を改めて認識することが重要である。今回の文書問題を機に、公益通報者保護に関する先進県としての立場を確立することが求められる。</p> <p>また、不正調査等で必要な場合もあるため、メール調査そのものを否定はしないが、その判断基準の整備及び調査実施記録の作成・保存を今後は行うべきである。そのことによって、今回のような疑念を持たれるメール調査を防ぐとともに、事後的な検証が可能となる。職員の私用スマートフォン等の調査についても、今後一切行わないよう県当局として宣言する必要がある。</p> <p>そもそも公益通報者の探索は許されず、また不当な調査に基づく処分がなされておき、本人の名誉を回復するために、当該文書にかかる不利益処分を撤回し、告発者の地位回復をおこなうこと。</p> <p>さらに、綱紀委員会の運営は当事者が関わることのないよう、一定のルールを設けるべきである。</p> <p>井ノ本氏による元県民局長のプライバシー情報の漏洩については、現在、第三者（弁護士）による調査が進められているが、調査結果は速やかに公表するとともに、県として刑事告発も含め、適切かつ早急な対応を求める。</p> <p>なお一連の県の対応は、公益通報者保護法に違反している可能性が高いと考えられることから、司法の判断に依らず県自らの対応として公益通報者保護法の法定指針で定める「範囲外共有や通報者の探索が行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。」という規定に基づいた措置や、元県民局長の不利益処分の撤回や名誉回復を行う必要があると考える。</p> <p>最後に、齋藤知事は周囲の進言や意見に真摯に耳を傾ける姿勢を持つ必要があり、県職員が上層部へ必要な進言を行うことを躊躇しない組織風土を醸成するとともに、兵庫県のリーダーとして共感やいたわりの姿勢をもち、透明性のある兵庫県政の確立に務めるべきである。</p> <p>なお、下記の意見もある。</p> <p>公益通報者保護法に基づく指針第4の2「公益通報者を保護する体制の整備」に関する部分が必ずしも十分な検討を経ないまま性急に制定されたことが法令のゆがみを生んでおり、これが事業者の公益通報者保護法への対応を難しいものにしてきているため、消費者庁に対して、よりわかりやすい法体系に修正するよう求めていくこと。ⓐⓑ</p>

員会を設置することとしたが、本来は元県民局長の処分前に設置し、もし処分をするのであればその調査結果に基づいて処分を行うべきだったと考えられる。
 加えて、山口参考人によると、**真実相当性の要件は、通報者の通報時点における状況から判断することや通報者の供述内容は、調査主体への信頼感により影響を受けるため誰が調査するのが重要としている。**元県民局長は、県当局の調査に対し、文書の内容を誰から聞いたかについて、単なるうわさ話と話しているが、元県民局長の立場からすれば、文書に記載されている当事者が調査に関わっている限り、情報提供者を守るために真実を話せなかったと考えられる。
 エ 以上のように、県の一連の文書問題に対する初動対応は、**公益通報者保護法違反に該当するか否かは別としても、**県民の不信感を招く不当なものであったと考える。

(2) 調査方法の問題点

当該文書の作成者の特定はすべきではなかったという判断である。その上で、作成者特定に当たっての今回の調査方法に、今後の県政の信頼回復のために考慮しておく必要がある幾つかの問題点があったと考える。

ア 公用メールの調査について、公用パソコンは県から貸与されたものであり、業務以外の使用は禁じられているものの、そのメール内容の調査はその必要性や方法について慎重に検討を行った上で行うべきである。地裁レベルだが判例でも社内メールの調査が無条件に認められているわけではない。当委員会の調査では、メール調査に当たってのルール及び実施の記録がないことが判明している。これではメール調査を恣意的に実施でき、適正な調査であったかの事後の検証もできないと言わざるを得ない。

イ 私用スマートフォンの内容確認について、今回の調査では任意ではあるが、作成に関与したと疑われた人物のスマホのLINEのやり取りを確認したことが証言と資料から確認されている。これは職員の人権への配慮を欠いた調査であり、しかも、その人物は結果的に当該文書作成に関わっていなかった。このような調査を人事当局が行う可能性があるということは、職員の萎縮、ひいては県政運営への信頼低下を招くものと言わざるを得ない。

(3) 知事の対応

3月27日の記者会見では、齋藤知事は調査の対象者を特定したり、処分を予告すること、さらには「嘘八百」「元県民局長は認めている」とまで踏み込んだ発言を行った。片山氏や人事当局は、「これから調査する」という認識で齋藤氏とも話をしたつもりであったため、その発言に驚いた。この時点においては当該文書の存在は知られておらず、実害も生じておらず、人事当局が予定していた通りの人事異動の発表にとどめておくべきであった。今回の文書問題が大きく取り上げられることになったのは、この記者会見によることが大きいことを踏まえると、齋藤知事が知事として今後の県政を安定的に運営していくためには、このような部下の進言や意見に真摯に耳を傾ける姿勢が必要であると考えられる。

なお、そのことは第三者による調査の進言、公益通報の結果を待ってから処分を行うことの進言に対する態度についても言える。

(4) 公益通報者保護法に対する齋藤知事や幹部の関わり方について

公益通報者保護法が目指すのは、徹底して不正行為を告発する人々を守り、社会の正義と透明性を維持することが目的であり、兵庫県としては立法趣旨を踏まえ、まずは公益通報に該当する可能性がないかを慎重に検討すべきであったが、初動対応時の齋藤知事や幹部に公益通報の認識がなかったと証言しており、公の立場として大きく思慮に欠ける点があったと言える。

また、齋藤知事は証人尋問や記者会見で何度も法的に問題ないことを主張しているが、行政機関は法律に違反しなければいいのではなく、法律の趣旨を尊重したうえで遵守する姿勢を示すことが重要である。

(5) 文書問題の対応について

齋藤知事は文書問題の対応について、全て適切に対応してきたと証言している。

しかし、この度の兵庫県の対応が全国から注目される中、**組織の長**や幹部の不正を告発すると、権力者が当事者にも関わらず自ら告発内容を否定し、更に通報者を探して公表し、懲戒等の不利益処分等で通報者が潰される事例として受け止められかねない状況にある。そのことが公益通報の抑制に繋がらないか危惧される。公益通報者保護法に違反しているかどうか見解が分かるとはいえ、「組織の長その他幹部からの独立性の確保」や「利益相反の排除」といった原則に則った対応が必要であったと考える。

元県民局長には、退職保留決裁が終わる前に、退職保留が通知されたことも問題がある。

(6) 情報漏洩

県の**個人情報保護管理の総括保護管理者**である井ノ本氏が元県民局長のプライバシー情報を複数の議員に見せていることが聞き取り調査によって明らかになっている（井ノ本氏は証言を拒否）。当該文書の価値を貶めようとする発言を行っていた証言も得られており、露骨な「告発者潰し」と言われても仕方のない行為である。**証言からは組織的な行動ではなく、**井ノ本氏単独の行為と思われるが、この行為は公益通報者保護法に基づく指針第4の2(2)「範囲外共有の防止に関する措置」に反する問題にとどまらず、そもそも地方公務員法の守秘義務違反、さらには県における個人情報管理の問題であると言える。齋藤知事は知事として井ノ本氏に対する厳正な処分を行うべきである。告発者である元県民局長を貶めることによって、当該文書の信頼性を毀損しようとしたことは明白であり、地方公務員法違反を否定できる要素は皆無に等しい。この漏洩問題についての背景や関係者等を明らかにする必要がある。

(7) まとめ

以上のように、一連の県の文書問題に対する対応には大きな問題があったと言わざるを得ない。

また、井ノ本氏による元県民局長のプライバシー情報の漏洩問題は、公益通報者保護法に反する問題にとどまらず、県組織としてのガバナンス、マネジメントが適正に行われているのかという疑問を抱く。この問題への対応に関しては、元県民局長への処分と比較し、あまりにも大きく異なっている。

なお、下記の意見もある。

令和7年2月4日付配布の、中央大学法科大学院教授の野村修也弁護士の提出された意見書を全面的に採用する。

通報対象事実として認定される可能性があるものは⑥パレード寄附のキックバックであり、真実相当性があるとは言いが、最終的な評価は司法が行うべきである。

本件において齋藤氏は県の特別弁護士に相談し5月の懲戒処分~~に~~法的問題はないとの見解を得ている。一般に法的判断について専門家の意見を徴収した場合には、その内容が明らかに不合理でない限り、専門家の判断に従った行為者は免責を主張できるという信頼の原則がある。従って仮に⑥が保護されるべき3号通報

また、違法であったと断定することはできない事象であったが、通報者の探索については、より慎重に対応をとること。**維公県共**

《凡例》	
自民	紫
維新	茶
公明	赤
県民	緑
共産	水色
無所属	オレンジ
委員長	黄色網掛け

~~であったにもかかわらず不利益処分を行ったと評価されることがあっても、齋藤氏個人は信頼の原則を主張することで違法行為の認定を免れることになる。~~
~~また、本件文書を客観的に見た場合、そのほとんどが公益通報に該当しない事柄であると同時に、人格を攻撃するような文言が並んでいたのであるから、本件は、客観資料から「公益通報」該当性について強い疑念が生じているケースだったと評価できる。しかも、それを判定する手段が通報者の探索以外に残されていなかったのであるからこうした観点からも、通報者の探索を行ったことは「やむを得なかった」と言わざるを得ない。~~
~~以上の考察から明らかなように、本件において齋藤氏らが通報者の探索を行ったことについては違法であったとまでは断定できない。~~ 公 県 共

④ 知事が贈答品を受け取っていることについて

	認められる事実	事実に対する評価	提言
統合案	<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3/21の知事協議の時点で、原田氏はメーカーからコーヒーメーカーを受け取っていたが、返却していなかったことを齋藤知事に謝罪した。この謝罪があったことを片山氏、小橋氏、井ノ本氏も認めている。 ・一方、齋藤知事は、原田氏がコーヒーメーカーの返却を失念していたことを謝罪したことや「早く返しなさい」という指示をした記憶はないと証言しており、認めていない。 ・齋藤知事がコーヒーメーカーを受け取ったことは確認できなかった。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロードバイクは県に無償貸与されていた。この無償貸与については、井ノ本氏のアレンジによるものであるということは確認できなかった。 <p>③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県として市川町から仕掛品（製造工程ごとの金物一式）とアイアンクラブ1本の贈呈を受けて、知事室に飾っていた。 ・齋藤知事が個人として市川町からアイアンクラブをもらったことは確認できなかった。 ・片山氏は県内商工会から、アイアンクラブ（SW, AW 6万円相当）を受け取っている。 <p>④について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定企業との癒着は確認できなかったものの、齋藤知事は、複数枚のスポーツウェアをスポーツメーカーから無償貸与してもらっている。 <p>⑤について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視察先やカウンターパートの企業を選定する際のリストに役得の記載があるということは確認できなかった。 <p>⑥について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・齋藤知事は、秘書課の職員だけが差し入れられたものをもらえるのどうかという判断があり、自分が持ち帰っていると証言しており、土産の多くは齋藤知事が持ち帰っている。また、齋藤知事は県のPRとして下記物品を受け取り、また、長期貸与を受けていた。 <p>〔椅子とサイドテーブル、姫路城のブロック、スポーツメーカーの靴、海苔、蟹、牡蠣、日本酒、岩津ネギ、淡路玉ねぎ、播州織の浴衣・ジャケット・ネクタイ、スポーツチームのユニフォーム〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県として、齋藤知事が受領した物品全てについて把握できていなかった。 ・齋藤知事が、出張先で地元の首長や利害関係人を陪席させて、飲食代を支払わせるということは確認できなかった。 ・知事から提出のあった物品一覧表によれば、知事はユニフォーム（サッカー）4着、ユニフォーム（バスケットボール）2着、ユニフォーム（バレーボール）2着、ユニフォーム（ラグビー）3着、ユニフォーム（野球）1着、Tシャツ5着、ジャージ（秋冬用）、ジャージ（春夏用）、シューズ3足、コート2着、 Poloシャツ、播州織ジャケット2着、播州織浴衣、法被（鏡開き用）2着等を受け取っており、その中には特定企業のものも含まれている。 	<p>例1のコーヒーメーカーについては、原田氏が、3月21日の協議時点で返却していなかったことを報告し謝罪していることを証言し、片山氏、小橋氏、井ノ本氏もそのことを裏付ける証言をしているが、齋藤知事は報告を受けたことの記憶はないと証言しており、証言に食い違いがある。また、部下である原田氏が事業者からコーヒーメーカーの送付を依頼したという状況は、齋藤知事が自分の支配下にコーヒーメーカーをいつでも使用又は処分できる形で保管していたと外形的に見れば、齋藤知事がもらったとみられても仕方がない。</p> <p>「貰い物は全て独り占め」という記載に関しては、齋藤知事は、秘書課の職員だけが分けてもらえるという問題を起こさないため自分がその多くを自宅へ持ち帰ることを認めており、贈答品のPR等がなく個人として消費していたと捉えられても仕方がない行為もあったと言わざるを得ない。こうした行為が「おねだり」との憶測を呼んだことは否定できない。</p> <p>したがって、文書の記載内容については、一部で事実誤認や憶測も含まれてはいるが、一定の事実が記載されており、虚偽の内容とまでは言えない。</p> <p>また、県の規定がない無償貸与の浴衣やスポーツウェアに公費からクリーニング代を支出していたことも不適切であったと言わざるを得ない。</p>	<p>知事当局に以下のことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・齋藤知事が県産品のPR目的あるいは社交儀礼のために、贈答品を受け取ることは理解できるが、県民や職員に疑念を抱かせないためにも贈答品に関するルールづくりが必要である。 ・この点については、昨年4月4日付けの職員公益通報事案の調査結果及び公益通報委員会の審議等を踏まえ、12月11日に「県民の信頼確保に向けた改善策の実施」の中で物品受領ルールの明確化が記者発表されており、一定の措置が講じられているが、知事側から求めること（贈答品の要求および打診）の禁止までには踏み込んでいない。また、受け取らない一定の基準を客観的（金額等）に示すことも必要と考えられる。 ・加えて接待対応についてのルールの明確化も図るべきである。 ・ルール遵守を担保するために報告や検証を徹底し、県民からの信頼を得られるよう努めるべきである。 ・齋藤知事には、社会的影響力の大きい県知事という立場にありながら、贈答品を受け取ることや贈答品を要求したと受け取られかねない言動があり、県行政に及ぼす影響を常に意識する姿勢が求められる。
		無所属修正	<p>《凡例》</p> <p>会派修正 赤</p> <p>丸山先生修正 水色</p> <p>事務局修正 黄色網掛け</p>

⑤ 知事の政治資金パーティー実施にかかるパーティー券の購入依頼について

認められる事実	事実に対する評価	提言
<p>① について</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年7月の齋藤知事の政治資金パーティー実施のために、パーティーの運営やパーティー券販売を齋藤知事は片山氏へ依頼したことは事実だが、県下の商工会議所、商工会に対して経営指導員の定数削減を仄めかせて圧力をかけたという事実や保証業務を背景とした購入依頼は確認できなかった。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> 県信用保証協会幹部は片山氏の指示のもと、片山氏がお願いした全18商工会議所等へ政治資金パーティー実施のために名簿を集めに行っており、その際に信用保証協会の名刺を差し出していた。 商工会議所訪問の際、「できる範囲で購入をお願いします」とパーティー券購入を依頼した。 片山氏から県職員OBが齋藤知事の後援活動の責任者を依頼され、交換条件として異例の抜擢をされたということは確認できなかった。 	<p>令和5年7月の齋藤知事の政治資金パーティーについて、パーティーの運営やパーティー券販売を片山氏へ依頼したこと、片山氏が県信用保証協会理事長はじめ協会幹部に、政治資金パーティー実施のために商工会議所等へ名簿を取りに行かせたこと等は確認できたが、商工会議所や商工会に対して経営指導員の定数削減を圧力にパーティー券を購入させたという事実は確認できず、文書に記載の該当箇所は事実誤認の可能性もある。</p> <p>次に、信用保証協会幹部によるパーティー券購入依頼については、幹部が信用保証協会の名刺を差し出し、「できる範囲で購入をお願いします」と商工会議所側に依頼している。名簿を受け取りに行く際に、私用車の使用と休暇を取得していることには一定の認識があると思われる半面、面談の際に信用保証協会の名刺を差し出していることに対しては、経済界に影響のある信用保証協会幹部という立場を踏まえると、商工会議所は事実上、信用保証協会の幹部からの申し出を断りにくいという側面も容易に想像できる。</p> <p>さらに、片山氏が信用保証協会幹部に、県職員OBが理事長職などに就いているからといって、安易に政治資金パーティーのチラシ配布先名簿の収集を依頼したことは、個人に対するものとの証言があったが、相手方へ信用保証協会の身分を示したうえで、商工会議所と接触している以上、これら一連の行為は不適切であり、保証業務を背景としたパー券購入依頼だとの疑念を抱かれてもやむを得ない。県信用保証協会理事長が「OBとして活動しているので問題ないと思っていたが、信用保証協会理事長という立場では軽率だった」と認めているように、経済界に影響のある立場を利用して疑念を抱かれる行動をとっていたことは否めない。</p> <p>一方、これら政治資金パーティーへの協力により、人事面での厚遇を得たという事実や「なにがしかの利益供与」は確認できなかった。</p> <p>以上のことから、文書の内容には一部で事実誤認や憶測も含まれているが、一定の事実が記載されており、虚偽の内容とまでは言えない。</p>	<p>知事当局に以下のことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政治資金パーティーの購入依頼にあたっては片山氏から県職員OBを頼っているが、結果的に県職員OBが外郭団体等の幹部の立場を利用していると疑われることがないよう、知事選挙に関する県職員OBを対象としたルールづくりが必要である。 知事選挙に関して、選挙前から法令順守、コンプライアンスの徹底は当然だが、政治資金パーティー等は、政治活動であり明確に立場を区別して行うことが必要である。 県関連団体の倫理規定は一般職を対象としているが、役員も含めた政治活動や選挙活動に関わる倫理規定等を定めること。 <p>なお、今後ボランティアでのパーティー券販売においては、個人としての名刺を手渡すなど違法行為と疑念を抱かれないようより一層の配慮を行うことを求める。</p>

統合案

県民連合修正

《凡例》
 会派修正 赤
 丸山先生修正 水色
 事務局修正 黄色網掛け

⑥ 阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫等からのキックバックについて

	認められる事実	事実に対する評価	提言																				
統合案	<p>事実経過</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>当初、大阪府と兵庫県合わせて5億円を想定し、個人向けのクラウドファンディングと企業協賛の募集を開始した</td> </tr> <tr> <td>11/ 9(木)</td> <td>産業労働部から財政課に中小企業経営改善・成長力強化支援事業について1億円で予算要求資料を提出</td> </tr> <tr> <td>11/10(金)</td> <td>パレード委託業者より見積額が6.5億円と提示されるが、現状の収入額と大きな乖離があった</td> </tr> <tr> <td>11/14(火)</td> <td>大阪府より不足額の2,000万円を確保するよう依頼があった</td> </tr> <tr> <td>11/16(木)</td> <td>片山氏から事業廃止に向け事業をソフトランディングできるよう、事業費を1億円から4億円程度に増額するよう財政課に指示があり産業労働部に伝達され、産業労働部から財政課に3.75億円で積算資料が再提出された</td> </tr> <tr> <td>11/17(金)</td> <td>片山氏より協賛金依頼は11/20までにする旨のメールがあり、U証人は11/14の2,000万円の件は目途がついたと受け取った その後、大阪府より更に追加で2,000万円を確保するよう依頼があった</td> </tr> <tr> <td>11/20(月)</td> <td>片山氏が信用金庫理事長に連絡</td> </tr> <tr> <td>11/21(火)</td> <td>片山氏が信用金庫理事長に面談し、協賛金の取りまとめを依頼した。 各行に依頼するに当たり目安の金額が必要であるため、理事長が総額で1,000万円か2,000万円かと聞いたところ、片山氏から2,000万円いただけるとありがたいと発言があり、2,000万円を目標に理事長から各信用金庫に協力を依頼した 知事査定で事業費を4億円で計上するよう指示があった</td> </tr> <tr> <td>11/22(水)</td> <td>理事長から各信用金庫が了解したとの報告があり、11/17に大阪府から依頼のあった2,000万円確保の目途がついた</td> </tr> <tr> <td>11/23(木)</td> <td>パレード当日 なお、信用金庫からの協賛金はパレード終了後に入金された</td> </tr> </table> <p>①について ・11/13時点で、6.5億円の見積額に対し、クラウドファンディングや企業からの寄附で募った金額が3.2億円で必要額を大きく下回っていた。</p> <p>②について ・信用金庫への県補助金が片山氏や齋藤知事の指示により増額された。 ・片山氏がパレード直前に信用金庫へ協賛金の協力を依頼し、2,000万円の協賛金を集めた。 ・県から信用金庫への補助金を募金としてキックバックさせたということは確認できなかった。</p> <p>③について ・民間企業が便宜供与の見返りとして寄附集めをしたということは確認できなかった。</p> <p>④について ・パレードを担当した課長が不正行為に関わったことは確認できなかった。 ・県は大阪府、広告会社とパレード開催に向けて、難しい調整を行っていた。担当課長は1月下旬から病休を取っていた。</p>		当初、大阪府と兵庫県合わせて5億円を想定し、個人向けのクラウドファンディングと企業協賛の募集を開始した	11/ 9(木)	産業労働部から財政課に中小企業経営改善・成長力強化支援事業について1億円で予算要求資料を提出	11/10(金)	パレード委託業者より見積額が6.5億円と提示されるが、現状の収入額と大きな乖離があった	11/14(火)	大阪府より不足額の2,000万円を確保するよう依頼があった	11/16(木)	片山氏から事業廃止に向け事業をソフトランディングできるよう、事業費を1億円から4億円程度に増額するよう財政課に指示があり産業労働部に伝達され、産業労働部から財政課に3.75億円で積算資料が再提出された	11/17(金)	片山氏より協賛金依頼は11/20までにする旨のメールがあり、U証人は11/14の2,000万円の件は目途がついたと受け取った その後、大阪府より更に追加で2,000万円を確保するよう依頼があった	11/20(月)	片山氏が信用金庫理事長に連絡	11/21(火)	片山氏が信用金庫理事長に面談し、協賛金の取りまとめを依頼した。 各行に依頼するに当たり目安の金額が必要であるため、理事長が総額で1,000万円か2,000万円かと聞いたところ、片山氏から2,000万円いただけるとありがたいと発言があり、2,000万円を目標に理事長から各信用金庫に協力を依頼した 知事査定で事業費を4億円で計上するよう指示があった	11/22(水)	理事長から各信用金庫が了解したとの報告があり、11/17に大阪府から依頼のあった2,000万円確保の目途がついた	11/23(木)	パレード当日 なお、信用金庫からの協賛金はパレード終了後に入金された	<p>パレードの事業費は6.5億円にまで増えたが、収入面では、資金調達が難航し、パレード後も継続して資金調達をする異常な状況に追い込まれていた。</p> <p>信用金庫への協賛金依頼と補助金増額の関連性(文書ではキックバックと表現)については、11月14日に大阪府から2,000万円の収入確保を依頼された後、片山氏がパレード直前に信用金庫へ協賛金の協力を依頼し、2,000万円の協賛金を集めた時期が県補助金が増額された時期と符合することや広告も出せないなど何のメリットもない中で2,000万円もの協賛金への協力が1日でとりまとめられ、パレード後に入金されていることから疑念はあるが不自然な点も見受けられるが、当事者である片山氏をはじめ原田氏らは否定、信用金庫の理事長も協賛金への見返りを求めたことはないと否定している。</p> <p>次に、便宜供与の見返りについては、所管部局の証言では、委託業者がパレード用のバスの選定を行ったこと、そもそもパレード用のバスを所有している企業がほかにもないことなどから、否定している。</p> <p>上司から責任感が強いと証言があった課長はいつも朝早くに出勤し、夜は最後まで残って業務に携わっており、パレードを離れたいと申し入れする事態は、極限の精神疲弊状態と言える推認される。</p> <p>したがって、文書の記載内容については、一部で事実誤認や憶測も含まれてはいるが、一定の事実が記載されており、虚偽の内容とまでは言えない。また、公金横領や公費の違法支出は認められなかったものの、キックバックや見返りとしての寄附集めについては疑念を持たれても仕方がない。本件については、背任容疑の告発状が受理されており、県民からの信頼を回復するために捜査当局の対応を待ちたい。</p>	<p>知事当局に以下のことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な事業やイベントを行う場合は、現場から上層部へ現実的な企画立案をもとにした協議を行うことが重要であり、知事や幹部の発案については、現場レベルでの実現可能性(明確な事業目的、十分な準備期間、入念な資金計画)の検討を行ったうえで意思決定することが求められ、計画通りに進まなかった場合は、柔軟に軌道修正すること。 ・県幹部が利害関係のある企業団体に寄附金や協賛金を依頼するにあたっては、行政運営に不信感を抱かれないよう細心の注意を払うこと。
	当初、大阪府と兵庫県合わせて5億円を想定し、個人向けのクラウドファンディングと企業協賛の募集を開始した																						
11/ 9(木)	産業労働部から財政課に中小企業経営改善・成長力強化支援事業について1億円で予算要求資料を提出																						
11/10(金)	パレード委託業者より見積額が6.5億円と提示されるが、現状の収入額と大きな乖離があった																						
11/14(火)	大阪府より不足額の2,000万円を確保するよう依頼があった																						
11/16(木)	片山氏から事業廃止に向け事業をソフトランディングできるよう、事業費を1億円から4億円程度に増額するよう財政課に指示があり産業労働部に伝達され、産業労働部から財政課に3.75億円で積算資料が再提出された																						
11/17(金)	片山氏より協賛金依頼は11/20までにする旨のメールがあり、U証人は11/14の2,000万円の件は目途がついたと受け取った その後、大阪府より更に追加で2,000万円を確保するよう依頼があった																						
11/20(月)	片山氏が信用金庫理事長に連絡																						
11/21(火)	片山氏が信用金庫理事長に面談し、協賛金の取りまとめを依頼した。 各行に依頼するに当たり目安の金額が必要であるため、理事長が総額で1,000万円か2,000万円かと聞いたところ、片山氏から2,000万円いただけるとありがたいと発言があり、2,000万円を目標に理事長から各信用金庫に協力を依頼した 知事査定で事業費を4億円で計上するよう指示があった																						
11/22(水)	理事長から各信用金庫が了解したとの報告があり、11/17に大阪府から依頼のあった2,000万円確保の目途がついた																						
11/23(木)	パレード当日 なお、信用金庫からの協賛金はパレード終了後に入金された																						
			<p>維新修正</p>																				
			<p>《凡例》</p> <p>会派修正 赤</p> <p>※吹き出しが無い修正は自民</p> <p>丸山先生修正 水色</p> <p>事務局修正 黄色網掛け</p>																				

⑦ 知事のパワーハラスメントについて

無所属修正

認められる事実	事実に対する評価	提言
<p>知事のパワーハラスメントについて</p> <p>⑦ 齋藤知事は、令和3年9月頃、朝刊に載っていた尼崎のフェニックス用地に万博資材の運搬拠点を設ける方針を固めたという記事について、「こんな話は聞いていない」と机をたたきながら声を荒げて怒った。</p> <p>⑧ 令和5年5月、施設の開設について、齋藤知事に説明したところ、「こんな話聞いていない」と叱責があり、令和5年当初予算の記者発表資料を見せたところ、「これで知事が知っていると思うなよ」ということで強い叱責が再びあり、開所式のスケジュールを変更せざるをえなくなった。</p> <p>⑨ 齋藤知事は、令和4年10月のイベントで、更衣室に見知らぬ男性がいたため驚いて、事前に確認して更衣室を用意しておくべきだったのではないかと職員に注意した。</p> <p>⑩ 齋藤知事は、県幹部職員に対し、令和5年11月の東播磨地域づくり懇話会において、エントランスにつながる通路の車止めの手前で知事公用車が停車して齋藤知事が降りてきた時に、「なんでこんなところに車止めを置いたままにしているんや」と怒鳴った。県幹部職員は、非常に強い叱責のため頭の中が真っ白になった状態で車止めを移動させた。齋藤知事は、県幹部職員が車止めを移動させた後も非常に強い叱責をした。県幹部職員は、社会通念上、業務に必要な範囲の指導とは思わず、理不尽な叱責を受けたと感じた。その後、齋藤知事が会場を後にする際、県幹部職員に対し、謝罪やねぎらいはなかった。</p> <p>⑪ 齋藤知事は、片山氏に対し、令和6年3月上旬頃、県立大学の無償化の国会議員等への根回しに、すぐ動くようにと言われたことを忘れていたことに怒り、アクリル板に向けて付箋を投げた。</p> <p>⑫ 齋藤知事は、所管課長に対し、令和5年1月の知事協議の際に、政調会資料に記載のあった所管事業が朝刊に載っていた記事を見て、「大阪府と連携すると書いている。これ聞いてへん。この事業は知事直轄なんだから勝手にやるな」と、かなり厳しい口調で叱責し、「やり直し」と所管課長を知事室から退室させた。所管課長は再度、齋藤知事に説明しようとして何度か秘書課に伝えたが、説明できなかった。所管課長は1年で異動した。</p> <p>⑬ 齋藤知事は、令和5年度、複数の幹部職員との間で、全部で4,885件のチャットのやり取りをし、そのうち約44%の2,165件が夜間や休日に送られた。</p>	<p>齋藤知事が、執務室や出張先で職員に強い叱責をしたことは事実と評価でき、文書内容は概ね事実であったと言える。</p> <p>齋藤知事が「業務上必要な範囲で指導や注意をした」との証言に対して、叱責を受けた側の証言では、事情を確認されることなく「社会通念上必要な範囲とは思わなかった」「指導として必要のない行為」「理不尽な叱責だった」、「県職員になってこれまでにないというぐらいの叱責を受けた」や、「県庁での職員生活の中で、机をたたいて怒鳴られたというようなことが初めてだった」、他の職員がいる前で「頭が真っ白になるほどの叱責」、さらに「異動させられるという予感のもと実際に1年で異動させられ理不尽と感じた」、「トータルに見てパワーハラスメントと評価できる事案かなと思った」等の証言があったことを踏まえると、「パワハラを受けた」との証言は無かったものの、パワハラ防止指針が定めるパワハラ定義である「①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすもの」である可能性があり、パワハラに近い不適切な叱責があったと言わざるを得ない。</p> <p>県事業がテレビで取り上げられた件であるが、県の事業は膨大にあるため、テレビで知事の知らないことが取り上げられることもあり、「聞いていない」ことを理由に職員を叱責することは妥当性を欠いた行為である。仮に叱責することがあるとすれば、テレビでの県職員の説明に大きな過失があり、県に損害を生じさせる恐れがあった場合などが考えられる。</p> <p>知事協議の際の叱責の件であるが、部局の説明をよく聞いていない、あるいは聞いていても失念していると思われる事業に対して、全く知らないということで、説明する機会も与えずに「聞いていない」と叱責するとの証言が複数あったことから、事業への関心の度合によって、認識の深さに差が生じていると思われる。また、部局の説明時に齋藤知事は別のことをしているなどで説明を真剣に聞いていないと感じたとの証言があったことも踏まえ、どの事業も同じ目線で担当課の説明を聞くという姿勢が欠けており、トップとしての対応に疑問が残る。</p> <p>考古博物館で20m歩かされた件に関連して、齋藤知事の発言から行程管理を重要視していることは理解できる一方で、齋藤知事自身が朝の予定時間によく遅れてくる、またその際に謝らないこともあるとの証言もあることから、部下には高い水準を課しながら、自分はその基準を守らず特別扱いとする態度は、公平性と信頼を損なう言動であり、本来は模範となるべき知事の取る言動ではない。また、齋藤知事は車から降りるなり、対応した職員に対し、車止めをしている理由を聞くこともなく、大声で叱責をしている。職員からすれば、車止めを入り口から20m離れたところに設置したことは会場施設のルール上やむを得ないものであり、車止めを認識した後も強い叱責することは不合理であり、極めて理不尽な叱責であるといえる。</p> <p>叱責の際に付箋を投げる行為は、知事という県のトップであるという立場等に鑑みると、投げたものの形状にかかわらず、その行為自体威圧的なものであり、副知事その他職員を委縮させるものである。齋藤知事の非常に強い叱責や理不尽な言動によって、職員が齋藤知事に付度せざるを得ず、救護室・授乳室を知事の控室にしたり、車両が通行できない範囲に知事公用車を通行させる等、ルールに則った県民本位の職務遂行が叶わなくなっている面があり、極めて深刻な事態が確認できた。</p> <p>また、強い叱責を受けた当事者本人の就業環境に明らかな影響がなくとも、実際に見聞きしている同僚への心理的負担や組織の閉塞感につながり、適切な職場環境を構築すべき組織のトップの立場の言動としては極めて不適切である。</p> <p>さらに、職員の証言や提出資料によると、齋藤知事から幹部職員へのチャットの数は膨大なもので時間外や休日問わず頻りに送られていた。1年間に複数の幹部職員との間で夜間、休日などの業務時間外のチャット数は2,165件とは多く、その内容については業務上必要性が認められるものもあるが、夜間や休日に送信しなくても問題ないと思われるものもあった。もともと、夜間、休日の送信頻度や「返信不要」などの配慮がないこと、チャットでの反応がない時に関係職員に業務時間外に電話をかける行為もあり、緊急性を要しないにもかかわらず、夜間や休日にクイックレスポンスを求めることは働き方改革が求められる今日において、前時代的な仕事のやり方であると言わざるを得ず、業務の適正な範囲を超えたものであり、返事などしなければならぬ職員は十分に休息が取れないことは思料され、就業環境を害されているといえる。また、チャットのグループ内で叱責するなど一部の内容については、職員らの過度な精神的負担になっていたと考えられる。</p> <p>以上のように、知事の言動、行動については、世間一般的な労働者の感じ方からすると、パワハラ行為と言われても仕方がないとして認められる。</p>	<p>証言からもあるように、明らかに業務上必要な叱責ではなかったことも認められるが、齋藤知事は「業務上必要な範囲で指導や注意をした」との認識を変えていない。業務上必要な範囲ではない、不適切な指導が複数あったということをまずは知事自身が認めることが重要であり、言動を真に改める姿勢を持たなければならない。</p> <p>一方で、昨年4月4日付けの職員公益通報事案の調査結果及び公益通報委員会の審議等を踏まえ、12月11日に「県民の信頼確保に向けた改善策の実施」の中でハラスメント研修の充実として組織マネジメント力向上特別研修の実施が是正措置として記者発表されており、一定の措置が講じられており、是正する必要があるとの認識が示されていると考えられる。</p> <p>また、知事、副知事などの特別職を含め管理職等のアンガーマネジメント研修も行い、風通しの良い職場環境が確立できているか定期的に検証する仕組みを取り入れることを提言する。</p> <p>チャットやメールについては、特に夜間や休日に指示をする際には、緊急性を要する用件のものに限るか、緊急性がないチャットやメールには即時の返信を必要と送信しない、あるいは返信を求めないなど取り扱いを定めること。</p> <p>齋藤知事は、組織のトップとして、自身の言動が組織に及ぼす影響を常に意識するとともに、多様な意見に耳を傾けることで率先して働きやすい職場づくりに努めてもらいたい。</p> <p>さらに、叱責した職員の意向や人権に配慮しつつ、話し合いや謝罪の機会を作ることを検討すべきである。</p>

統合案

維新修正

県民連合修正

維新・公明修正

《凡例》

会派修正 赤

※吹き出しが無い修正は維新

丸山先生修正 水色

事務局修正 黄色網掛け

共産修正

⑧ 公益通報者保護法について

ア 認められる事実 事実経過

3/25(月)	片山氏らが元県民局長及び職員2名の聞き取り調査を実施した。片山氏は元県民局長の調査の際、公用パソコンに私物USBがあったが、取り外すように指示し、公用パソコン1台だけを県庁に持ち帰った。なお、職員1名の私物スマートフォンのLINEの調査も行った。 元県民局長から人事当局に電話があり、自分単独で作成し、噂話をまとめたもので、周囲の者を巻き込まないよう要請があった。
---------	---

維新修正

	事実に対する評価	提言
統 合 案	<p>1 公益通報者保護法違反について</p> <p>(1)外部公益通報</p> <p>ア 元県民局長は、議員、マスコミ(マスコミに配ったからといって直ちに伝播性が認められることにはならない[奥山参考人])、警察の特定の者に文書を配布している。</p> <p>知事は真実相当性が認められないと再三説明をしているが、公益通報に当たるか否かは真実相当性は関係がなく、保護要件にとどまる。</p> <p>イ 元県民局長の公用メール及び公用パソコンに保存された資料に基づき、クーデターや転覆といった言葉が並んでいたことや、元県民局長作成の人事案や知事を貶める資料があったことなどをもって、文書配布は不正な目的の行為にあたり、公益通報ではないと判断したという証言がある。しかし、当該文書入手(3/20)、協議時点(3/21)ではまだ公用メール及び公用パソコンの調査は行われておらず、公益通報ではないとの判断は調査後であり通報時ではない。仮に公用メール及び公用パソコンの調査も含めて3月22日に作成者の特定を開始したことの正当性を主張するのであれば、公益通報者保護法に基づく指針に定められた「通報者探索防止措置」は事実上意味がなくなり、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関がとってよい行為とは考えられない。</p> <p>なお、人事当局は特別弁護士に相談の上、不正の目的があったと判断したことはないと言明しており、県として不正の目的があったと公に認めていない。また、複数の参考人は、「専ら」公益を図る目的の通報と認められる必要はなく、交渉を有利に進めようとする目的や事業者に対する反感などの目的が併存しているというだけでは、「不正の目的」であるとは言えず、不正目的の認定は慎重に行う必要があるとしている。</p> <p>ウ 「通報対象事実」については、少なくとも阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫からのキックバックについて背任罪の可能性があり、刑法の背任行為として刑事告発され県警に受理されており、通報対象事実が含まれている。</p> <p>以上のことからすると、今回の調査では、元県民局長が齋藤県政に不満を持っていた事情は窺えるものの、元県民局長は今回の文書作成については後輩職員のためを思い行ったと主張しており、人事課調査による判断と同様に、不正な目的であったと断言できる事情はないと考える。</p> <p>よって、元県民局長の文書は公益通報者保護法上の外部公益通報に当たる可能性が高い。</p> <p>(2)体制整備義務違反</p> <p>公益通報者保護制度を所管する消費者庁は、公益通報者保護法に基づく指針第4の2(1)及び(2)は内部通報した場合に限定せずに、処分等の権限を有する行政機関やその他外部への通報が公益通報となる場合も公益通報者を保護する体制の整備が求められるとしている。他方、今回の文書の場合には、通報者の探索が例外的に許容されるのではないかと参考人の意見もあった。しかし、上記のとおり、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関としては、公益通報者保護法に基づく指針を原則通り遵守すべきと考えられる。</p> <p>県の初動は、文書内容の調査をせずに通報者の特定を行うなど、事業者がとるべき措置を怠り、現在も違法状態の可能性もある。</p> <p>なお、齋藤知事は県の特別弁護士に相談し5月の懲戒処分を法的問題はないとの見解を得ているとしているが、今国会に提出された公益通報者保護法の改正案では、通報者への懲戒処分について、1年以内であれば通報を理由にされたと推定され、事業者に3,000万円以下の罰金が科されることとなっている。</p> <p>2 行政として取るべき対応</p> <p>(1)初動対応</p> <p>ア 3月21日の協議時点で齋藤知事及び参加者は当該文書を誹謗中傷の文書であると認識しており、公益通報の議論はなかったという証言があることから、初動対応において公益通報に関する認識はなかったと考えられる。そのため、3月22日には作成者の特定のために元県民局長らの公用メールの調査等に着手し、3月25日に作成者を元県民局長と特定、3月27日には知事が記者発表で本人が認めていなかったにもかかわらず事実無根だと認めているような発言のほかにも「公務員失格」と通報者を侮辱するような発言をしている。</p> <p>しかし、当該文書の内容は全くの事実無根とは言えないため、齋藤知事らは公益通報に該当するかもしれないという前提に立ち、作成者の特定を行う前に、まずは当該文書の内容の調査を行うべきであった。</p> <p>また、3月27日の会見で県民局長の職を解き、通報者を公表したことは、告発者潰しと捉えられかねない不適切な対応であった。同日に元県民局長から告発文にある内容を精査してから対応して欲しいと片山氏に要請があったが、この時点から内部公益通報としての手続きが必要であった。</p> <p>イ さらに言えば齋藤知事らは当事者である自分たちだけで当該文書が公益通報に該当するか否かを判断するべきではなかった。それが法令を遵守することは当然のことながら、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関がとる立場であると言える。</p> <p>ウ また、結城参考人によると、公益通報事案については、受付、調査、是正措置等の対応全てを通じ、不利益取扱い、範囲外共有、通報者探索が禁止され、これに違反すると体制整備義務違反状態となるため、調査結果が判明する前にこれらの扱いをすることは許されないし、調査結果が判明し、たとえ通報者の指摘する事実関係が認められなかったとしても、これらの扱いをすることは許されないとしている。加えて、書面調査を実施した高特任教授も同様の認識を示すとともに、告発の対象となった権力者が通報者探しを指示する場合、あるいはそれを承認する場合、その者の責任も厳しく問われるとの参考人意見もある。</p> <p>さらに、本年2月18日の衆議院総務委員会で政府参考人は、法定指針の1号通報の対応体制において、事実に関係する者の公益通報対応業務に関与させない措置を求めているが、一般論として外部から不正行為について指摘された事業者は、自らが行う調査、是正に当たり、事実に関係する者を関与させないことなど、適切な対応がとることが望ましいと答弁している。</p> <p>当該文書の当初の調査は、当事者である齋藤知事の指示の下、同じく当事者である片山氏が中心となって行っているが、調査は当事者が関与せずに行うべきで</p>	<p>法令を遵守するだけでなく、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関が、公益通報の認識もなく、また、後になって公益通報に該当しないから問題ないと主張して不利益処分を行ったことは大変遺憾であり、県当局は責任の重さを痛感すべきである。</p> <p>今後は、県行政・県組織の不正行為や違法行為に関する告発に対しては、常に公益通報の可能性を念頭に対応することが求められ、知事を含めた幹部が公益通報者保護法に対する理解を深める機会を定期的に設けることが不可欠である。体制整備に関しては、指針第4に掲げる内部公益通報対応体制の整備は当然のことながら、外部公益通報に対応できる体制づくりを進める必要がある。あわせて、告発の調査に当事者は関与しないこと、通報者探索及び範囲外共有等は行わないことの明確化が必要である。今後、受付段階、調査段階、是正措置等において、告発者の不利益処分が行われていないか、第三者による常設の検証機関の設置が必要。知事、副知事をはじめ組織の長は、就任にあたり、公益通報者保護法及び個人情報保護法に関する研修を受講するなどして、法の趣旨や責務を改めて認識することが重要である。</p> <p>なお、有益な公益通報が守られるよう、公益通報に当たっては個人のプライバシーへの配慮や公益通報の濫用を防ぐことなど、職員にも公益通報者保護法の理解を深めることが重要である。今回の文書問題を機に、公益通報者保護に関する先進県としての立場を確立することが求められる。</p> <p>また、不正調査等で必要な場合もあるため、メール調査そのものを否定はしないが、その判断基準の整備及び調査実施記録の作成・保存を確実に行うべきである。そのことによって、今回のような疑念を持たれるメール調査を防ぐとともに、事後的な検証が可能となる。職員の私用スマートフォン等の調査についても、今後一切行わないよう県当局として宣言する必要がある。</p> <p>さらに、綱紀委員会の運営は当事者が関わるのではないよう、一定のルールを設けるべきである。</p> <p>井ノ本氏による元県民局長のプライバシー情報の漏洩については、現在、第三者(弁護士)による調査が進められているが、調査結果は速やかに公表するとともに、県として刑事告発も含め、適切かつ早急な対応を求める。</p> <p>なお、一連の県の対応は、公益通報者保護法に違反している可能性が高いと考えられることから、司法の判断に依らず県自らの対応として公益通報者保護法の法定指針で定める「範囲外共有や通報者の探索が行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。」という規定に基づいた措置や、元県民局長の不利益処分の撤回や名誉回復を行う必要があると考える。</p> <p>最後に、齋藤知事は周囲の進言や意見に真摯に耳を傾ける姿勢を持つ必要があり、県職員が上層部へ必要な進言を行うことを躊躇しない組織風土を醸成するとともに、兵庫県のリーダーとして共感やいたわりの姿勢をもち、透明性のある兵庫県政の確立に務めるべきである。</p>

公明修正

あったと考えられる。通常であれば、このような案件の調査は人事課や各部総務課が調査を実施することになるが、今回のような知事及び県幹部が当事者である場合は県以外の第三者に調査を委ねるべきであった。そのことが調査の過程及び結果の客観性・公平性・信頼性を高めることになる。県当局は後日、第三者委員会を設置することとしたが、本来は元県民局長の処分前に設置し、もし処分をするのであればその調査結果に基づいて処分を行うべきだったと考えられる。

加えて、山口参考人によると、真実相当性の要件は、通報者の通報時点における状況から判断することや通報者の供述内容は、調査主体への信頼感により影響を受けるため誰が調査するのが重要としている。元県民局長は、県当局の調査に対し、文書の内容を誰から聞いたかについて、単なるうわさ話と話しているが、元県民局長の立場からすれば、文書に記載されている当事者が調査に関わっている限り、情報提供者を守るために真実を話せなかったと考えられる。

エ 以上のように、県の一連の文書問題に対する初動対応は、県民の不信感を招く不当なものであったと考える。

(2) 調査方法の問題点

当該文書の作成者の特定はすべきではなかったという判断である。その上で、作成者特定に当たっての今回の調査方法に、今後の県政の信頼回復のために考慮しておく必要がある幾つかの問題点があったと考える。

ア 公用メールの調査について、公用パソコンは県から貸与されたものであり、業務以外の使用は禁じられているものの、そのメール内容の調査はその必要性や方法について慎重に検討を行った上で行うべきである。地裁レベルだが判例でも社内メールの調査が無条件に認められているわけではない。当委員会の調査では、メール調査に当たってのルール及び実施の記録がないことが判明している。これではメール調査を恣意的に実施でき、適正な調査であったかの事後の検証もできないと言わざるを得ない。

イ 私人スマートフォンの内容確認について、今回の調査では任意ではあるが、作成に関与したと疑われた人物のスマホのLINEのやり取りを確認したことが証言と資料から確認されている。これは職員の人権への配慮を欠いた調査であり、しかも、その人物は結果的に当該文書作成に関わっていなかった。このような調査を人事当局が行う可能性があるということは、職員の萎縮、ひいては県政運営への信頼低下を招くものと言わざるを得ない。

(3) 知事の対応

3月27日の記者会見では、齋藤知事は調査の対象者を特定したり、処分を予告すること、さらには「嘘八百」「元県民局長は認めている」とまで踏み込んだ発言を行った。片山氏や人事当局は、「これから調査する」という認識で齋藤氏とも話をしたつもりであったため、その発言に驚いた。この時点においては当該文書の存在は知られておらず、実害も生じておらず、人事当局が予定していた通りの人事異動の発表にとどめておくべきであった。今回の文書問題が大きく取り上げられることになったのは、この記者会見によることが大きいことを踏まえると、齋藤知事が知事として今後の県政を安定的に運営していくためには、このような部下の進言や意見に真摯に耳を傾ける姿勢が必要であると考えられる。

なお、そのことは第三者による調査の進言、公益通報の結果を待ってから処分を行うことの進言に対する態度についても言える。

(4) 公益通報者保護法に対する齋藤知事や幹部の関わり方について

公益通報者保護法が目指すのは、徹底して不正行為を告発する人々を守り、社会の正義と透明性を維持することが目的であり、兵庫県としては立法趣旨を踏まえ、まずは公益通報に該当する可能性がないかを慎重に検討すべきであったが、初動対応時の齋藤知事や幹部に公益通報の認識がなかったと証言しており、公の立場として大きく思慮に欠ける点があったと言える。

また、齋藤知事は証人尋問や記者会見で何度も法的に問題ないことを主張しているが、行政機関は法律に違反しなければいいのではなく、法律の趣旨を尊重したうえで遵守する姿勢を示すことが重要である。

(5) 文書問題の対応について

齋藤知事は文書問題の対応について、全て適切に対応してきたと証言している。

しかし、この度の兵庫県の対応が全国から注目される中、組織の長や幹部の不正を告発すると、権力者が当事者にも関わらず自ら告発内容を否定し、更に通報者を探して公表し、懲戒等の不利益処分等で通報者が潰される事例として受け止められかねない状況にある。そのことが公益通報の抑制に繋がらないか危惧される。公益通報者保護法に違反しているかどうか見解が分かるとはいえ、「組織の長その他幹部からの独立性の確保」や「利益相反の排除」といった原則に則った対応が必要であったと考える。

また、元県民局長の処分には、退職保留決裁が終わる前に、退職保留が通知されたことも問題がある。

(6) 情報漏洩

県の個人情報保護管理の総括保護管理者である井ノ本氏は証言を拒否しているが、元県民局長のプライバシー情報を複数の議員に見せていることが聞き取り調査によって明らかになっている(井ノ本氏は証言を拒否)。当該文書の価値を貶めようとする発言を行っていた証言も得られており、露骨な「告発者潰し」があったと言われかねない状況がうかがえる。井ノ本氏単独の行為と思われるが、この行為は公益通報者保護法に基づく指針第4の2(2)「範囲外共有の防止に関する措置」に反する問題にとどまらず、そもそも地方公務員法の守秘義務違反、さらには県における個人情報管理の問題であると言える。齋藤知事は知事として井ノ本氏に対する厳正な処分を行うべきである。告発者である元県民局長を貶めることによって、当該文書の信頼性を毀損しようとしたことは明白であり、地方公務員法違反を否定できる要素は皆無に等しい。この漏洩問題についての背景や関係者等を明らかにする必要がある。

(7) まとめ

以上のように、一連の県の文書問題に対する対応には大きな問題があったと言わざるを得ない。

また、井ノ本氏による元県民局長のプライバシー情報の漏洩問題は、公益通報者保護法に反する問題にとどまらず、県組織としてのガバナンス、マネジメントが適正に行われているのかという疑問を抱く。この問題への対応に関しては、元県民局長への処分と比較し、あまりにも大きく異なっている。

《凡例》

会派修正 赤

※吹き出しが無い修正は自民

丸山先生修正 水色

事務局修正 黄色網掛け

自民・県民連合修正

⑧ 公益通報者保護法について

ア 認められる事実 事実経過

3/25(月)	片山氏らが元県民局長及び職員2名の聞き取り調査を実施した。片山氏は元県民局長の調査の際、公用パソコンに私物USBがあったが、取り外すように指示し、公用パソコン1台だけを県庁に持ち帰った。なお、職員1名の私物スマートフォンのLINEの調査も行った。 元県民局長から人事当局に電話があり、自分単独で作成し、噂話をまとめたもので、周囲の者を巻き込まないよう要請があった。
---------	---

	事実に対する評価	提言
統 合 案	<p>1 公益通報該当性について</p> <p>(1) 齋藤知事は、文書は真実相当性がなく、誹謗中傷文書であり、マスコミ等に送付したことは拡散と主張しているが、元県民局長は、議員、マスコミ、警察の特定の者に文書を配布し、不特定多数に配布したのではなく、後述するように「通報対象事実」といえる記載もあることから、齋藤氏が主張するような単なる誹謗中傷文書ということはできないと考える。 知事は真実相当性が認められないので公益通報にはあたらないと説明をしているが、公益通報該当性については真実相当性は関係ない。真実相当性が要求されるのは保護要件である。</p> <p>(2) 元県民局長の公用メール及び公用パソコンに保存された資料に基づき、クーデターや転覆といった言葉が並んでいたことや、元県民局長作成の人事案や知事を貶める資料があったことなどをもって、文書配布は不正な目的の行為にあたり、公益通報ではないと判断したという証言がある。しかし、当該文書入手(3/20)、協議時点(3/21)ではまだ公用メール及び公用パソコンの調査は行われておらず、公益通報ではないとの判断は調査後であり通報時ではない。 なお、人事当局は特別弁護士に相談の上、不正の目的があったと判断したことはないと言明しており、県として不正の目的があったと公に認めていない。また、複数の参考人は、「専ら」公益を図る目的の通報と認められる必要はなく、交渉を有利に進めようとする目的や事業者に対する反感などの目的が併存しているというだけでは、「不正の目的」であるとは言えず、不正目的の認定は慎重に行う必要があるとしている。 元県民局長は今回の文書作成については後輩職員のためを思い行ったと主張しており、人事課調査による判断と同様に、不正な目的であったと断言できる事情はない。</p> <p>(3) 「通報対象事実」については、少なくとも阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫からのキックバックについて背任罪の可能性があり、通報対象事実が含まれている。 以上のことから、元県民局長の文書は公益通報者保護法上の外部公益通報に当たる可能性が高いと考える。 また、文書の作成者を元県民局長と特定した後、3月27日に元県民局長から告発文にある内容を精査してから対応して欲しいと片山氏に要請があった時点で公益通報として扱うなどより慎重な対応が求められたと考えられるにもかかわらず、全くそのような対応をしていないことは不適切である。</p> <p>2 体制整備義務違反等について</p> <p>(1) 通報者の探索を行うことを防ぐための措置 ア 齋藤氏は公益通報の認識もなく当該文書の内容よりも作成者を明らかにすることを優先し、3月22日に元県民局長らのメール調査等に着手して、3月25日に作成者を元県民局長と特定したことは、公益通報者保護法に基づく指針第4の2(2)で禁止されている通報者探索に当たると考える。知事のような権力者は、とりわけ自身の問題を指摘された時にはより謙虚かつ冷静に物事を判断すべきで、公益通報に該当するかもしれないという前提に立ち、作成者の特定を行う前に、まずは当該文書の内容の事実関係に関する公正かつ中立的な調査を行うべきであった。 イ 当該文書の当初の調査は、当事者である齋藤知事の指示の下、同じく当事者である片山氏が中心となって行っているが、内部公益通報時と同様に利害関係者中心で調査を行うことは不適切である。今回のような知事及び県幹部が当事者である場合は、告発文に記載のあった当事者が関わることを避け、利益相反を排除し、独立性を担保するためにも、県以外の第三者に調査を委ねるべきである。そのことが調査の過程及び結果の客観性・公平性・信頼性を高めることになる。 加えて、知事らは、元県民局長が単なるうわさ話を集めて文書を作成したと話していたことから真実相当性を文書であると主張しているが、真実相当性の要件は、通報者の通報時点における状況から判断することや通報者の供述内容は、調査主体への信頼感により影響を受けるため誰が調査するのが重要である。元県民局長の立場からすれば、文書に記載されている当事者が調査に関わっている限り、情報提供者を守るために真実を話せなかったと考えるのが相当である。 なお、県当局は後日、第三者委員会を設置することとしたが、本来は元県民局長の処分前に設置し、もし処分するのであればその調査結果に基づいて処分を行うべきだったと考える。</p> <p>(2) 範囲外共有の防止に関する措置 県の個人情報保護管理の総括保護管理者である井ノ本氏は証言を拒否しているが、元県民局長のプライバシー情報を複数の議員に見せていることが聞き取り調査によって明らかになっている。当該文書の価値を貶めようとする発言を行っていた証言も得られており、「告発者潰し」があったと言われかねない状況がうかがえる。この行為は公益通報者保護法に基づく指針第4の2(2)「範囲外共有の防止に関する措置」に反していると考えられる。 また、地方公務員法の守秘義務違反、さらには県における個人情報管理の問題であると言える。齋藤知事は知事として井ノ本氏に対する厳正な処分を行うべきである。告発者である元県民局長を貶めることによって、当該文書の信頼性を毀損しようとしたこともうかがわれ、地方公務員法違反を否定できる要素は皆無に等しい。この漏洩問題についての背景や関係者等を明らかにする必要がある。</p> <p>(3) その他問題点 ア 3月27日の記者会見について 3月27日の記者会見では、齋藤知事は、人事課の予定していた人事異動の発表にとどまらず、元県民局長が「嘘八百」の文書をつくり、それについて元県民局長は認めていなかったにもかかわらず、「認めている」とまで踏み込んだ発言を行い、「公務員失格」との侮辱的な発言に加え、処分の予告も行っているが、これは事実上の「不利益取扱い」、「範囲外共有」ともいえる。元県民局長の文書が公益通報にあたるかもしれないとの前提で、人事課が当初予定していた人事異</p>	

動の発表にとどめるべきである。

イ 調査方法の問題点

公用メールの調査はその必要性や方法について慎重に検討を行った上で行うべきである。地裁レベルだが判例でも社内メールの調査が無条件に認められているわけではない。当委員会の調査では、メール調査に当たってのルール及び実施の記録がないことが判明している。これではメール調査を恣意的に実施でき、適正な調査であったかの事後の検証もできないと言わざるを得ない。

また、私用スマートフォンの内容確認について、作成に関与したと疑われた人物のスマホのLINEのやり取りを確認したことが証言と資料から確認されているが、これは職員の人権への配慮を欠いた調査であり、このような調査を人事当局が行う可能性があるということは、職員の萎縮、ひいては県政運営への信頼低下を招くものと言わざるを得ない。

(4)まとめ

以上のように、文書への対応は、公益通報者保護法に基づく指針に反する「通報者探索」「範囲外共有」がなされたものであり、その他利害関係者が中心に調査を行うなど一連の行為に鑑みると公益通報者保護法11条2項に定める体制整備義務違反であったと考える。元県民局長の文書が外部公益通報にあたらぬという知事の主張に立っても、公益通報であるかもしれないということを念頭に慎重な対応が求められたのであり、県の一連の対応は少なくとも不当な対応であったといえる。

また、井ノ本氏による元県民局長のプライバシー情報の漏洩問題は、公益通報者保護法に反する問題にとどまらず、県組織としてのガバナンス、マネジメントが適正に行われているのかという疑問を抱く。この問題への対応に関しては、元県民局長への処分と比較し、あまりにも大きく異なっている点は付記しておく。